

第2次三条市食育の推進と 農業の振興に関する計画

(令和3年度～5年度)

令和3年3月

三 条 市

目 次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨 2
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間

第2章 これまでの取組の検証

- 1 食育推進と農業振興の取組の検証 3
- 2 第1次計画の成果指標の状況 6

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本方針 7
- 2 施策の体系 8

第4章 施策の展開

- 1 食育の視点「食を通じた健康づくり」 9
- 2 食育と農業の視点「食と農で豊かな暮らしの実現」 23
- 3 農業の視点「持続可能な農業基盤の確立」 30
- 4 主要施策以外の取組 40

第5章 計画の推進体制 41

資料編 42

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

当市では、「三条市食育の推進と農業の振興に関する条例」に基づき、条例の基本理念を具現化するため、「三条市食育の推進と農業の振興に関する計画」（計画期間：平成28年度～令和2年度）を策定し、食育と農業の取組を進めてきました。

第1次計画の計画期間の終了に当たり、検証を行い、食と農に関する現状を踏まえた上で、今後取り組むべき課題や方向性を明確にし、総合的に食育の推進及び農業の振興を進めるため、「第2次食育の推進と農業の振興に関する計画」を策定することとしました。

なお、大きな方向性は、上位計画である三条市総合計画の次期計画に合わせて検討するため、基本方針、主要施策の大幅な変更は行わず、現体系を基本に一部見直しを加え、条例の基本理念の実現を目指します。

2 計画の位置付け

本計画は、食育基本法第18条に基づき定める「市町村食育推進計画」であるとともに、「三条市食育の推進と農業の振興に関する条例」第9条の規定に基づき策定するもので、食育の推進と農業の振興に関する基本的方向性を示すものです。

また、「三条市総合計画」を上位計画とし、総合的に健康づくりを推進する「三条市健幸づくり計画」等との整合性を図りながら総合的に取組を推進するものです。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、計画期間中においても、必要に応じて見直しを行います。

第2章 これまでの取組の検証

1 食育推進と農業振興の取組の検証

(1) 望ましい食習慣の定着

当市においては、高血圧症や脳血管疾患などの生活習慣を起因とした疾患による医療費が増加しており、その予防策として、3食食べること、主食、主菜、副菜をそろえて食べることなど食生活改善のための取組を進めています。

しかし、近年の単独世帯や核家族世帯の増加、共働き世帯の増加が続く中、様々な労働環境や金銭的制約の中でも食生活習慣が見直され、改善できるよう取組を進める必要があります。

《成果指標の状況から分かること》

- ・主食、主菜、副菜をそろえた食事をしている人の割合は、小学5年生、成人で減少しました。特に、自分の自由になる時間が少ない子育て世代の割合が低くなっていました。
- ・朝食の主食に米飯を食べる人は、子どもは策定時より改善しましたが、成人で減少し、パン、めん類、シリアル等を食べる人が増加しました。
- ・家族の誰かと一緒に食事をする回数が週7回以上の児童生徒の割合は、目標を達成することができました。
- ・これまで集いの場を中心に共食を推進した結果、高齢者の共食頻度は増加しました。
- ・朝食を欠食する小学5年生、中学1年生の割合は、共に減少し、改善しました。しかし、中学1年生は、小学5年生に比べて起床から登校までの時間が短く、朝食を食べる時間がないため、目標値に達していません。
- ・箸が正しく持てる児童の割合、郷土料理の指導者育成数は目標を達成することができました。

(2) 食育推進機運の醸成

こっそり減塩作戦やスマートミールなど、市が事業者と一緒に取組を進めたことから、健康的なメニューの提供や周知に取り組んだ地産地消推進店の数は増加しています。

あらゆる場面において、食について考える機会を確保するため、事業者が主体的に事業展開できる仕組みを再構築するとともに、バックアップ体制を整え、環境整備をする必要があります。

《成果指標の状況から分かること》

- ・健康的なメニュー提供等に取り組んだ地産地消推進店が増加しました。これまで地産地消推進店と連携して取り組んできた成果と考えられます。
- ・主体的に食育に取り組んだ事業者の数は減少しました。

(3) 地産地消の推進

市民の健康で幸せな暮らしを支える地域農業の持続的な発展のためには、生産者と消費者の相互理解が鍵となります。そのため、生産者と消費者をつなぐことを目的とした農業体験機会の提供や地産地消推進店認定事業の推進、地産地消ラベルシール表示の取組などにより、地産地消の意識の醸成を図ってきました。こうした中で、直売所等の売上が着実に増加するとともに、地産地消推進店の認定数が増加していることから消費者における地産地消の意識が一定程度進んでいるものと考えられます。

また、実施した地産地消に関するアンケートでは、情報の取得が購入につながるという回答が多かったことから、旬の農産物や地産地消推進店の情報など、消費者を引き付ける情報の発信が必要です。

一方で、農業サポーターや農業里親制度では、十分な成果が得られず、取組そのものを見直す必要があります。

《成果指標の状況から分かること》

- ・農業サポーターは、一時的には目標数を超えたものの、その後、減少しました。農業サポーターと受入れ農家とのニーズの差があったものと考えられます。
- ・地場農産物の売上増加と地産地消推進店の認定数の増加から、消費者における地産地消の意識が一定程度進んだと考えられます。
- ・特産農産物のテキスト化は、個々の農産物での地域の独自性を明確に打ち出すことが困難であったことなどから、8品目に留まりました。

(4) 農村環境の保全

農業の恩恵は食料の確保にとどまらず、国土保全や水源涵養(かんよう)^{※1}、良好な景観の形成、文化の伝承などの多面にわたる機能を有しています。

担い手の減少とともに、農地の荒廃が危惧される中で、今後も農業の多面的な機能が維持・発揮されるためには、引き続き、国の多面的機能支払制度などを活用しながら、農業者と地域住民との協働活動を通じて、これら農村地域が有する農業の多面的な機能について市民全体の理解促進を図っていく必要があります。

《成果指標の状況から分かること》

- ・農村環境の保全に向けて、多面的機能支払制度を活用した農業者や地域住民の共同作業等が継続されています。

(5) 産業として成り立つ農業の確立

多くの農業者は、農産物の販売を市場に委ねていることから、出荷機会は確保されるものの、価格の変動によって農業収入の見通しが立てづらくなっています。

市場相場に左右されない安定した農業経営を図るため、生産から販売までを一貫して行うことで自ら価格を決定することのできる体制の構築が必要です。引き続き、既存の農業者のほか、新たに就農を目指す者に対し、先進農業者等による農産物の営業・

※1 水源涵養(かんよう) 降水や河川水が地下に自然に浸透し、地下水を豊かにすること(災害防止、渇水防止)

販売力の向上や雇用を生み出せる組織づくり等の指導を行う取組を推進し、生活に必要な所得を得られる農業の定着を図っていく必要があります。

《成果指標の状況から分かること》

- ・ 価格決定力を持った独立就農を目指す新規就農希望者の育成に向けて、先進農業者のもとで研修を行う市の支援制度の活用者は、目標人数に達しませんでした。
- ・ 現状の経営への容認や多忙感などの理由から、先進農業者の指導による経営改善に取り組む農業者は2経営体に留まりました。

(6) 地域農業の持続的発展

農業の担い手の減少と米価の下落、低迷が続く中で地域農業の持続的発展を図るため、多様な農業への関わり方の需要を捉えた農業者の確保や人・農地プラン※2に基づく担い手への農地集積の推進、集落営農などの組織化への支援、農地・農業用施設の維持、機能向上に向けた農業生産基盤の整備等に取り組んできました。

第1次計画で掲げた地域の枠を超えた広域連携体制の構築及び低コスト・省力化技術導入に係る導入について推進しましたが、地域間における営農体制の違いや課題の違いなどから体制の構築には至りませんでした。今後、一層進むと考えられる農業者の減少を踏まえ、地域の実情に応じて求められる課題に応えられるよう、話し合いの場の設定や、機械設備等への支援策などの充実、また、これまでの取組を着実に進めていくことで、地域農業の持続的発展につなげていく必要があります。

《成果指標の状況から分かること》

- ・ 地域によって組織形態や保有機械の状況、課題意識などの実情が異なり、地域の枠を超えた広域連携による農業機械利用の取組は創出できませんでした。
- ・ ICT等の先端技術を活用したスマート農業による省力化技術は、現時点では導入コストが高いことがハードルとなっていると考えられます。

※2 人・農地プラン

持続可能な農業の実現に向け、人と農地の問題を一体的に解決するため、地域で話し合いを通じ、今後の地域農業の中心となる経営体やそれらの経営体への農地の集積など、将来の地域農業のあり方を決めた計画

2 第1次計画の成果指標の状況

方針	指標項目		策定時 (H26)	R1 実績	評価	目標値 (R2)
望ましい食習慣の定着	主食、主菜、副菜をそろえたお膳のかたちで食べる人の割合	5歳児	30.6%	41.0%	◎	35%以上
		小学5年生	50.9%	50.4%	△	55%以上
		中学1年生	44.0%	52.6%	◎	50%以上
		成人	82.8%	71.9%	△	87%以上
	朝食の主食に米飯を食べる人の割合	5歳児	57.8%	59.0%	○	60%以上
		小学5年生	62.1%	65.8%	◎	65%以上
		中学1年生	59.8%	64.9%	○	65%以上
		成人	(H28) 65.6%	57.6%	△	68%以上
	家族の誰かと一緒に食事する回数が週7回以上の児童生徒の割合	小学5年生	(H27) 68.3%	92.9%	◎	83%以上
		中学1年生	(H27) 55.6%	86.5%	◎	74%以上
食育推進機運の醸成	誰かと一緒に食事する頻度が週1日以上ある高齢者の割合	高齢者	(H28) 77.2%	80.5% (H30)	◎	80%以上
	朝食を欠食する人の割合	小学5年生	8.5%	4.2%	◎	5%以下
		中学1年生	7.9%	7.0%	○	5%以下
	箸が正しく持てる児童の割合	5歳児	25.7%	32.9%	◎	27%以上
	郷土料理の指導者育成数（延べ人数）		57人	254人	◎	延べ150人以上
	健康的なメニュー提供や周知に取り組んだ地産地消推進店数		11店舗	42店舗	◎	15店舗
	主体的に食育に取り組んだ事業者の数（地産地消推進店、保育所及び学校等教育施設）		93施設	85施設	△	100施設
地産地消の推進	農業サポーター数		0人	13人	○	20人
	農業里親制度活用者数		0人	0人	△	5人
	特産農産物のテキスト化数		0品目	8品目	○	20品目
	地産地消推進店登録数		171店舗	199店舗	○	220店舗
	地場農産物の売上額		1.3億円	4.1億円	◎	1.4億円
農村環境の保全	多面的機能支払制度取組率		94.5%	95.1%	◎	94.5%
産業として成り立つ農業の確立	先進農業者への長期派遣研修者数		0人	1人	△	7人
	農業法人等体質強化支援事業により経営改善が図られた農業経営体		0経営体	2経営体	△	4経営体
地域的発展の持続	広域連携による農業機械利用活用農業者数		0人	0人	△	20人
	低コスト・省力化技術等の取組面積		—	19.9ha	△	数値設定なし

【評価】 ◎：目標達成 ○：目標未達成だが策定時より改善 △：目標未達成

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本方針

条例の基本理念の具現化により目指すまちの姿を「食と農が支える『健幸』なまち」とし、これまでの取組の検証結果を踏まえて、食育の視点、食育と農業の視点、農業の視点で方針を定めます。

(1) 食育の視点「食を通じた健康づくり」

当市の健康に関する現状は、脳血管疾患や高血圧症などの循環器疾患が医療費の上位を占めており、健診における肥満、高血圧、糖代謝異常の有所見者数は増加傾向にあります。これらの疾病の予防には、食を基本とした生活習慣の改善が重要です。

このことから、「望ましい食習慣の定着」を基本方針として、適切な栄養の摂取に優れている米飯を主食とした食生活を進める「米飯食の推進」、高血圧を始めとした生活習慣病予防のための食生活を進める「減塩の推進」、心身の健康づくりや生活の質の向上のための「共食の推進」、自然の恩恵や地域の伝統ある優れた食文化の継承を進める「和食文化の推進」に取り組んでまいります。

また、これまで条例の理念の具現化を目指して、各事業に取り組んできましたが、市民の食生活改善の実践には十分つながっていないことから、「食育推進の意識向上」を基本方針とし、「食育の理解促進」に取り組めます。

(2) 食育と農業の視点「食と農で豊かな暮らしの実現」

これまで、市民に食料を安全かつ安定的に供給する体制を確かなものにするため、地域農業への理解促進、地場農産物の消費拡大、食文化の伝承の取組により、地産地消を推進してきました。農業体験機会の提供や地産地消推進店認定の取組を行ってきた中で、地場農産物の消費は拡大しています。

引き続き、市民が安心して地場農産物の購入につながる「地域農業への理解促進」や、安全安心の農産物を安定的に供給することで地域農業の持続性につながるよう「地場農産物の消費拡大」、家庭における「米飯食の推進」に取り組めます。

また、農村環境を保全するために、「農業の多面的機能の理解促進」にも取り組み、市民の健幸と地域農業の持続的な発展を目指し「食と農で豊かな暮らしの実現」に引き続き取り組めます。

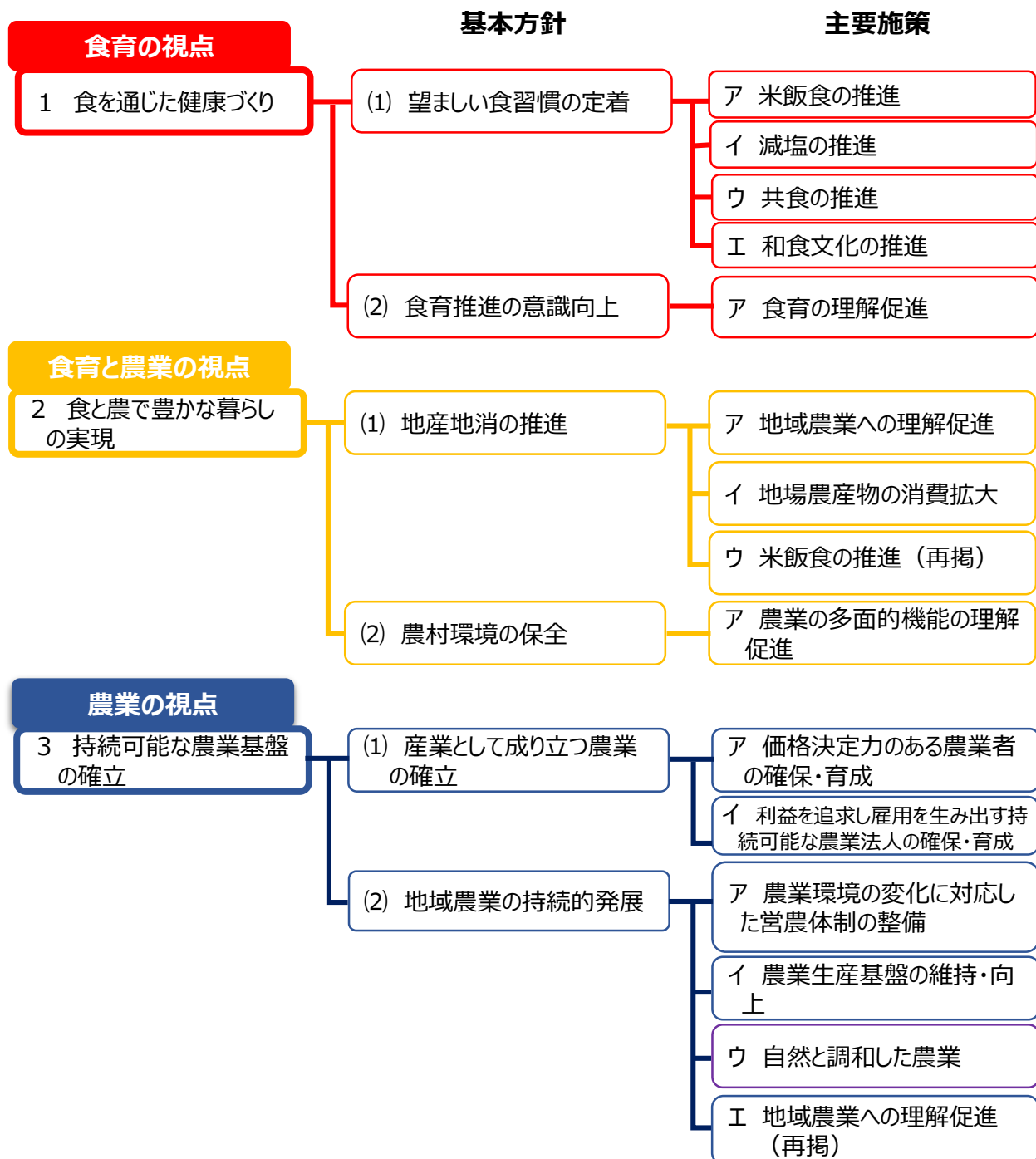
(3) 農業の視点「持続可能な農業基盤の確立」

主産物である米の価格の長期低迷に加え、新型コロナウイルス感染症の影響に限らず、今後も様々な環境の変化によって、消費者ニーズの多様化や変化が進むと考えられます。

こうした中で、持続可能な農業基盤を確立していくためには、消費者ニーズに対応した農産物生産と併せて、産地形成やブランド化、国内外の実需者への商流形成などの出口対策についても講じていくことが重要です。

このため、「産業として成り立つ農業の確立」及び「地域農業の持続的発展」を基本方針として進めてきたこれまでの取組に加え、地域資源をいかした付加価値の高い農産物の生産販売体制を構築するための支援として「自然と調和した農業」を新たに加え、強みをもった経営体制の構築により「持続可能な農業基盤の確立」の実現のため取り組んでまいります。

2 施策の体系



第4章 施策の展開

1 食育の視点「食を通じた健康づくり」

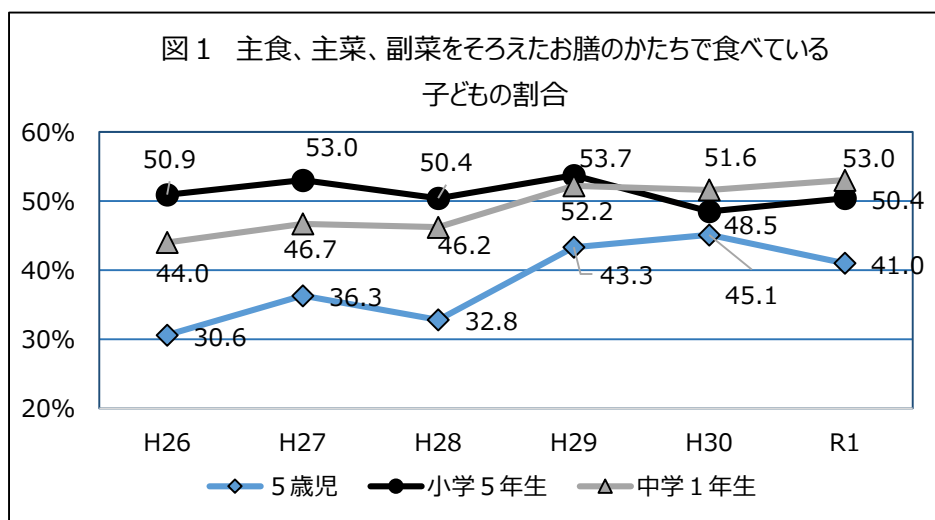
(1) 基本方針 望ましい食習慣の定着

ア 現状

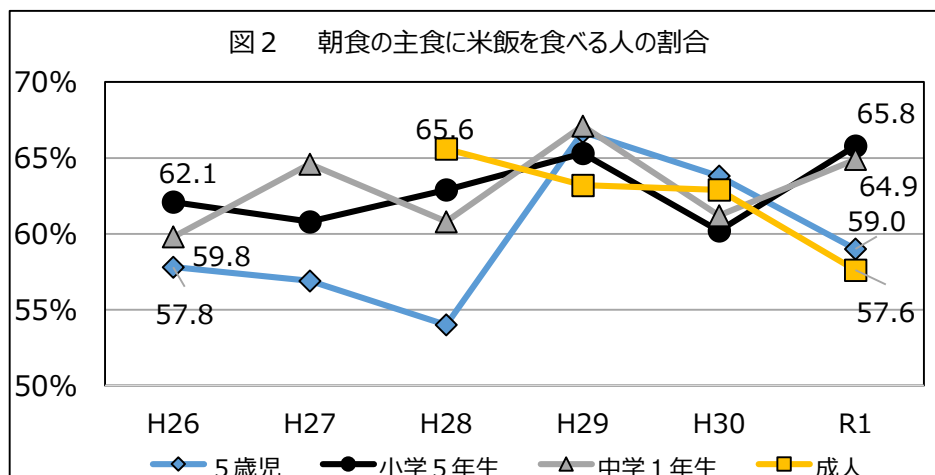
これまで望ましい食習慣の定着を目指し、米飯食の推進を柱に主食、主菜、副菜がそろった食事について、子どもと働き世代を主な対象として保育所及び学校食育推進事業、健康教室、健診会場、出張トーク等あらゆる場面を活用して啓発してきました。

【食習慣について】

5歳児、小学5年生、中学1年生の朝食の状況において、主食、主菜、副菜のそろった食事を食べている割合や、主食に米飯を食べる人の割合がおおむね増加の傾向にあります(図1、2)。



資料：三条市食事調査（5歳児）、食育授業ワークシート集計(小5、中1)



資料：三条市食事調査（5歳児）、食育授業ワークシート集計(小5、中1)、食育推進事業アンケート・特定健康診査アンケート調査

小中学生の肥満傾向者の推移は、小中学生の男女共に完全米飯給食が始まった平成20年度より減少傾向にあります(図3、4)。また、小学生男子以外は県平均を下回っています。このことは、米飯給食を推進してきた成果の一つと推察されます。

図3 肥満傾向者の推移(小学校)

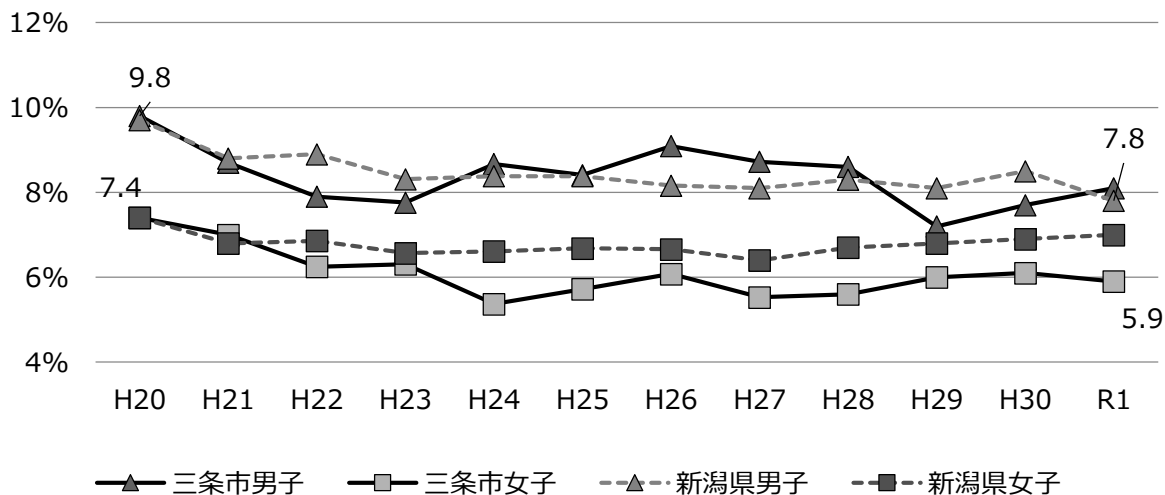
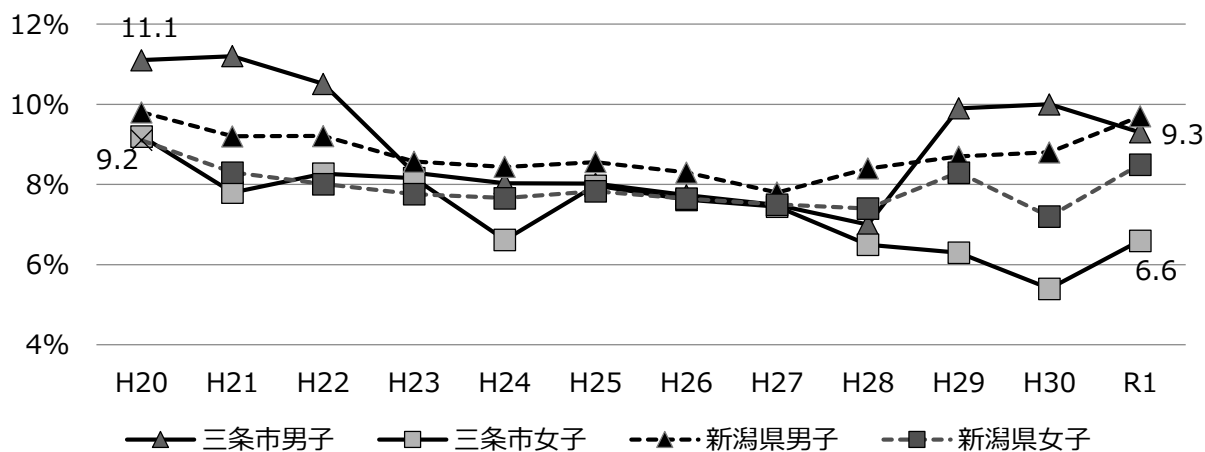


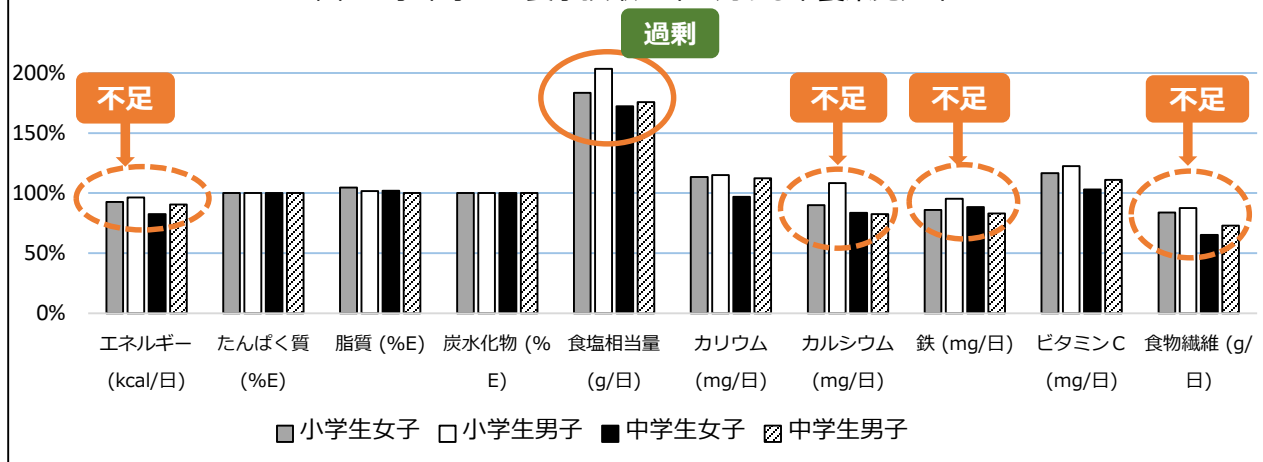
図4 肥満傾向者の推移(中学校)



資料：学校保健統計

令和元年度に市内小学5年生及び中学1年生に対して行った食事調査の結果では、一日に必要なエネルギー、カルシウム、鉄、食物繊維が不足していた一方で、食塩相当量が過剰であり、栄養素の偏りが見られました(図5)。

図5 小中学生の食事摂取基準に対する栄養素充足率

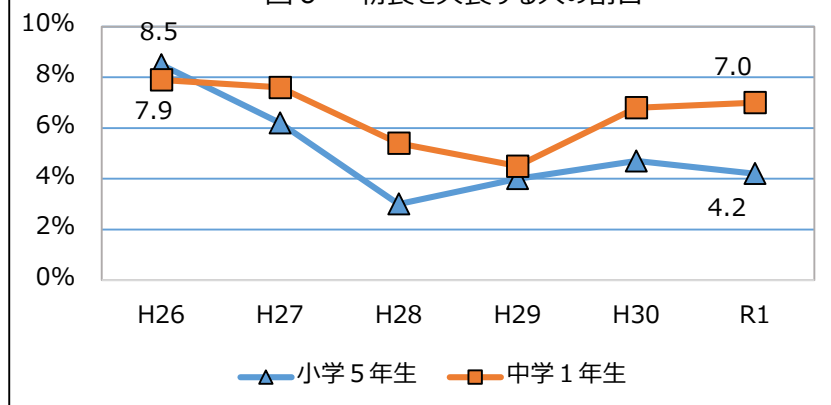


資料：令和元年度三条市BDHQ食事調査（n=1,513）

朝食を欠食する人の割合は小学5年生、中学1年生で減少傾向にあります（図6）。

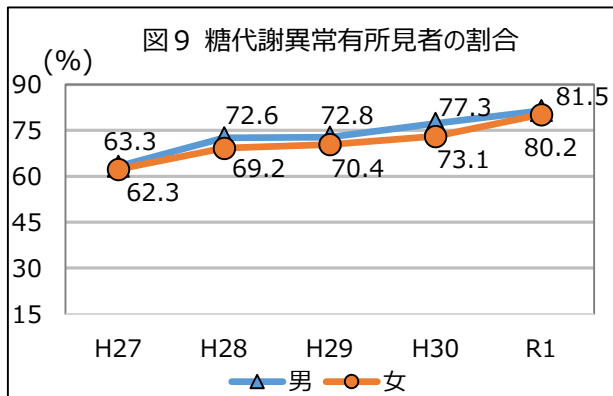
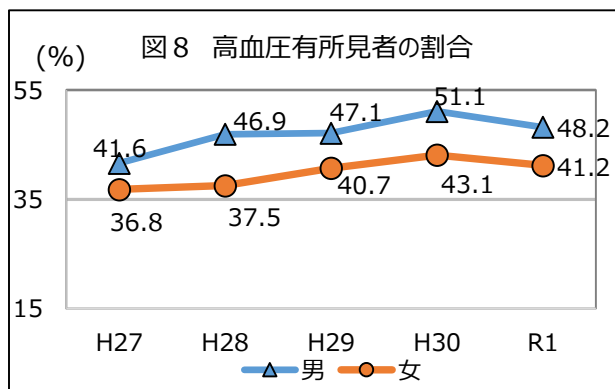
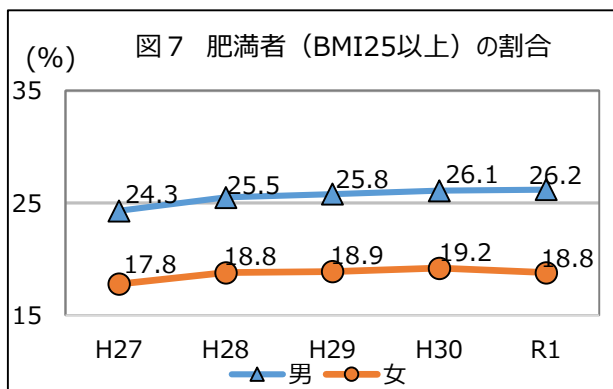
しかし、食育授業の朝食調査では、朝食を食べていても主食のみ、主食とおかず1品程度の児童・生徒も合わせて4割程度みられました。このことから、子どもたちが成長期に必要な栄養が十分にとれていないことが推察されます。

図6 朝食を欠食する人の割合



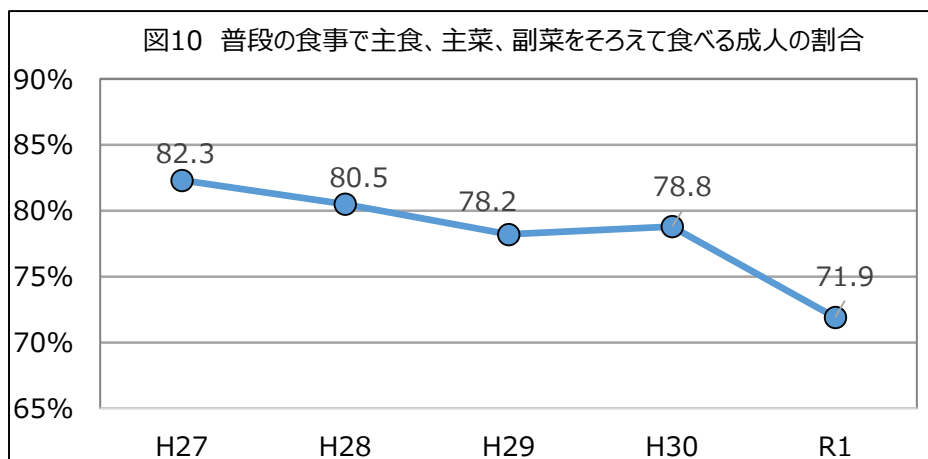
資料：三条市子どもの生活実態調査

特定健康診査（40歳から74歳までの人）における有所見者の状況をみると、肥満者の割合（図7）や、高血圧（図8）と糖代謝異常（図9）の有所見者の割合は男女共に平成27年度から増加傾向にあります。

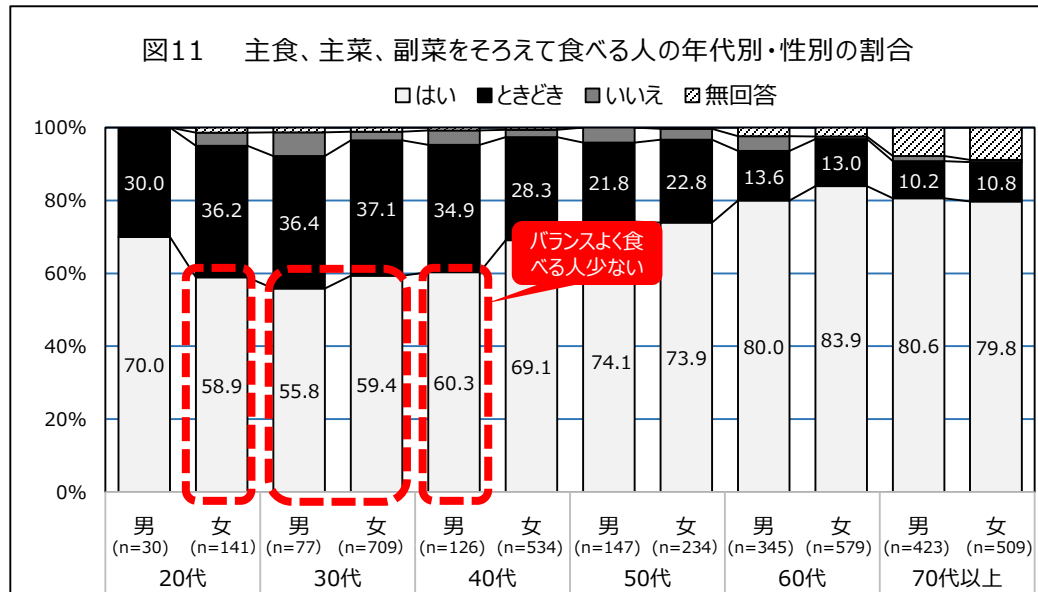


資料：三条市国民健康保険特定健康診査、
後期高齢者健康診査

成人の食生活の状況をみると、主食、主菜、副菜をそろえて食べる人の割合が年々減少しています（図10）。特に、仕事や育児等で時間に余裕の少ない20歳代女性、30歳代、40歳代男性と子育て世代の割合が低い傾向にあります（図11）。栄養バランスの乱れが、肥満者の増加や糖代謝異常有所見者の増加につながる一因であると推察されます。



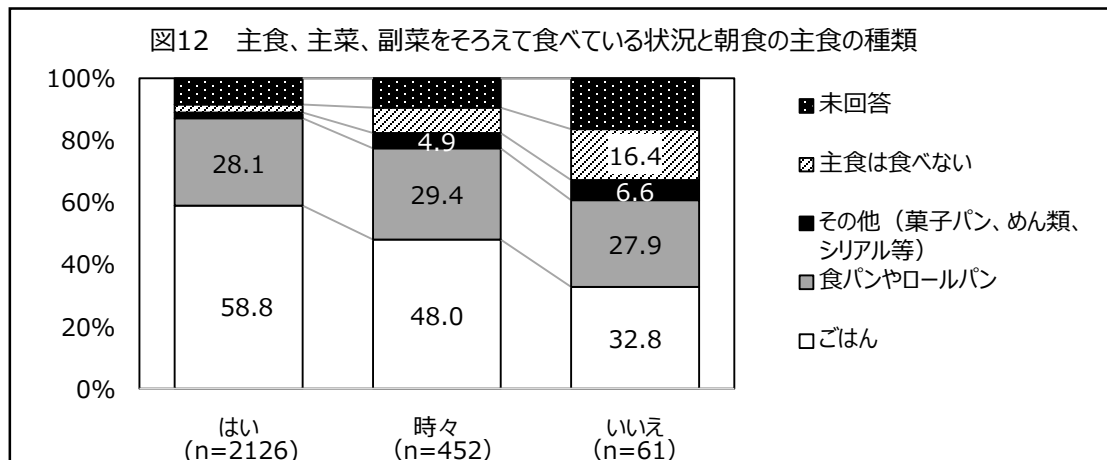
資料：三条市食育推進事業アンケート調査、特定健康診査アンケート調査



資料：令和元年度三条市食育推進事業アンケート調査、特定健康診査アンケート調査

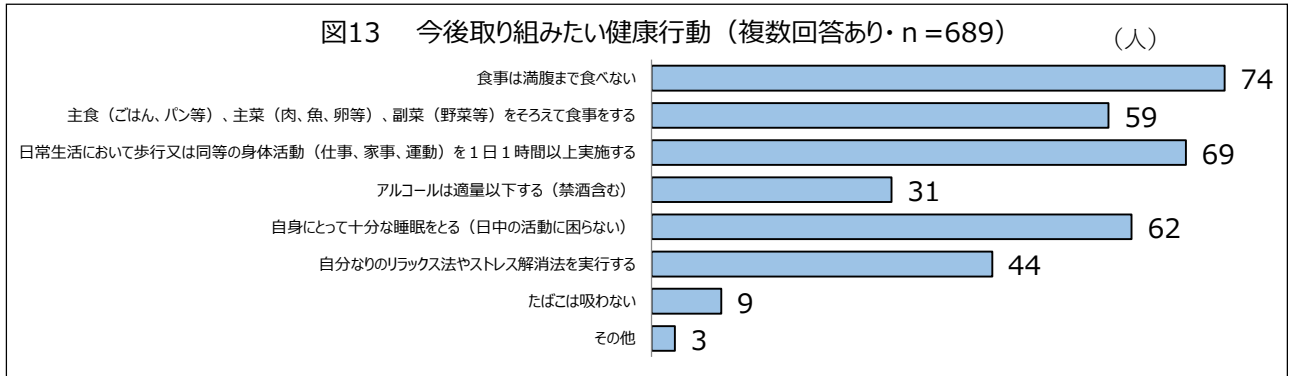
主食、主菜、副菜をそろえた食事をしている人は朝食の主食を米飯にしている割合が高く、米飯を主食にすると栄養バランスが整いやすい傾向が見られました(図12)。

しかし、朝食の主食に米飯を食べている成人の割合は減少しています(図2)。



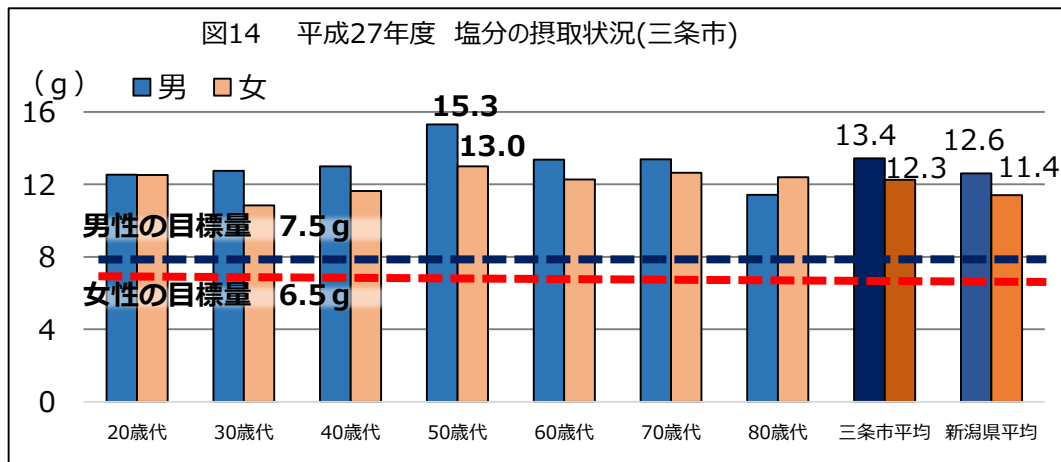
資料：令和元年度三条市食育推進事業アンケート調査、特定健康診査アンケート調査

令和元年度の健幸づくり実態調査では、今後取り組みたい健康行動の上位に「食事は満腹まで食べない」「主食、主菜、副菜をそろえて食事をする」があり、食に関する行動変容の意思が見られました（図13）。しかし、主食、主菜、副菜をそろえて食べる人は減少しており、意識があっても行動に移せていないことが推察されます。



資料：令和元年度健幸づくり実態調査

平成27年度に実施した高血圧に関する生活実態調査の結果、三条市平均では男女共に塩分を1日の目標摂取量よりも5g以上多くとり過ぎており、特に50歳代で多いことが分かりました（図14）。



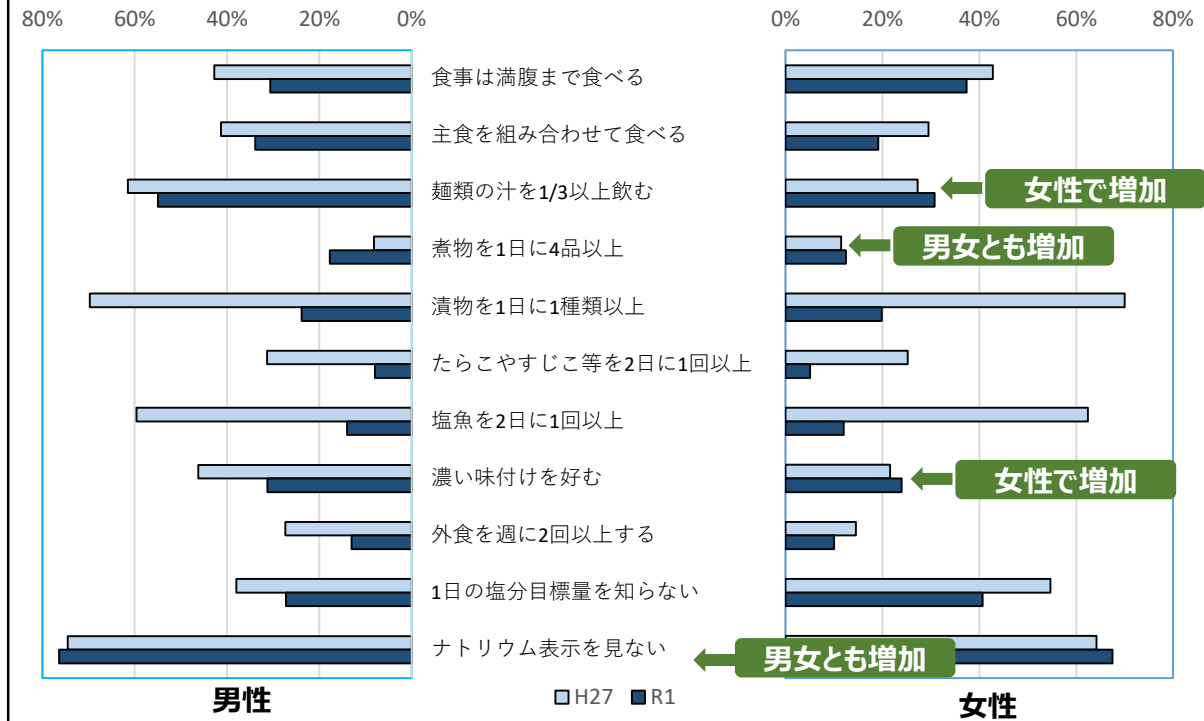
H27年 三条市：協力者442人：成人20～80歳代 男性208人、女性234人

H26年 新潟県：協力者773人 成人20～70歳代 男性380人、女性393人

30歳代から50歳代までを主な対象として保健事業や保育所及び学校の食育推進事業、健診会場等を活用して減塩の啓発を実施してきました。この結果、高塩分につながりやすい食生活チェックリストの該当者の割合は、塩分調査を実施した平成27年度に比べて令和元年度では下がっている項目がありましたが、「煮物を1日に4品以上」「ナトリウム表示を見ない」の項目は、男女ともに増加しました（図15）。

高血圧の有所見者の割合も依然として上昇傾向にあることから（図8）、食生活の変化により塩分摂取の状況も変化していることが懸念されます。

図15 食生活チェックリストの該当者の割合

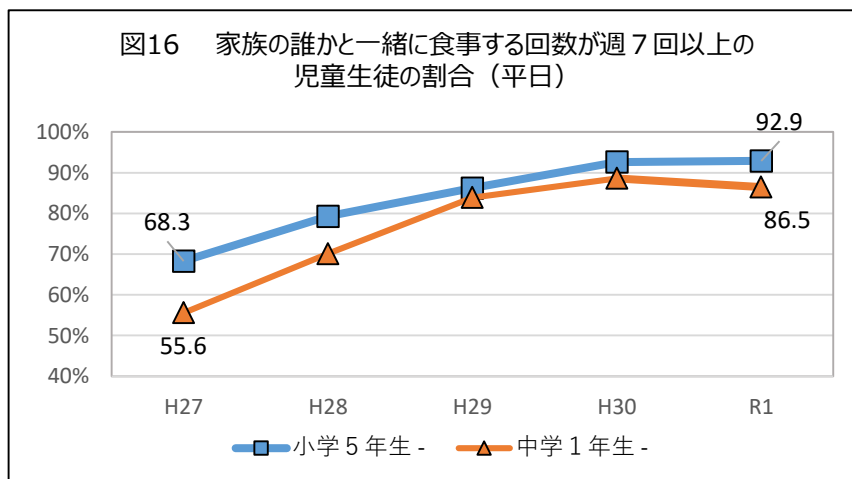


資料：平成27年度高血圧に関する生活実態調査、令和元年度健康づくりアンケート調査、食育推進事業アンケート調査

【共食について】

孤食による生活満足度の低下や栄養バランスの乱れ等を防ぐため、家族や友人、地域の人などと共に食事をする共食の推進に取り組んできました。

子どもについては、家族の誰かと一緒に食事をする回数が週7回以上の児童生徒の割合は第1次計画の策定時に比べて増加しました（図16）。



資料：三条市子どもの生活実態調査

また、子どもの生活実態調査において、共食頻度と精神的健康状態の関係を見ると共食頻度が低い人に比べて高い人の方が精神的健康状態が良いことが分かりました(表1)。

表1 共食頻度と精神的健康状態の関係

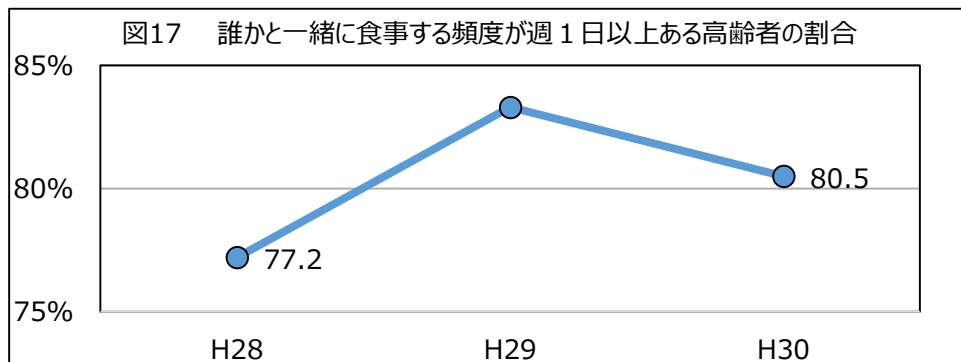
WHO-5精神的健康状態表※3	小学5年生平均点		中学1年生平均点	
	週7回未満	週7回以上	週7回未満	週7回以上
明るく、楽しい気分で過ごした	3.38	3.50	3.87	4.13*
落ち着いた、リラックスした気分で過ごした	3.85	4.09	3.78	3.98
意欲的、活動的に過ごした	3.69	3.80	3.37	3.61
ぐっすりと休み、気持ちよく目覚めた	3.62	3.71	3.57	3.74
日常生活の中に、興味のあることがたくさんあった	3.33	3.78*	3.12	3.38
粗点(合計)	17.87	18.88	17.71	18.83*

資料：平成30年度三条市子どもの生活実態調査 (n=1,467)

* p値<0.05 (t検定※4)

高齢者については、誰かと一緒に食事をする頻度が週1日以上ある人の割合は平成28年度に比べて増加しました(図17)。一方で、令和元年度に実施した健幸づくり実態調査からは、週1回以上の共食頻度の人、一人暮らしの人が他の世帯状況よりも低い傾向であり、家族構成が共食頻度に影響していることが分かりました(図18)。

また、共食頻度が高いほど生活の満足度が高いことが再確認されました(図19)。

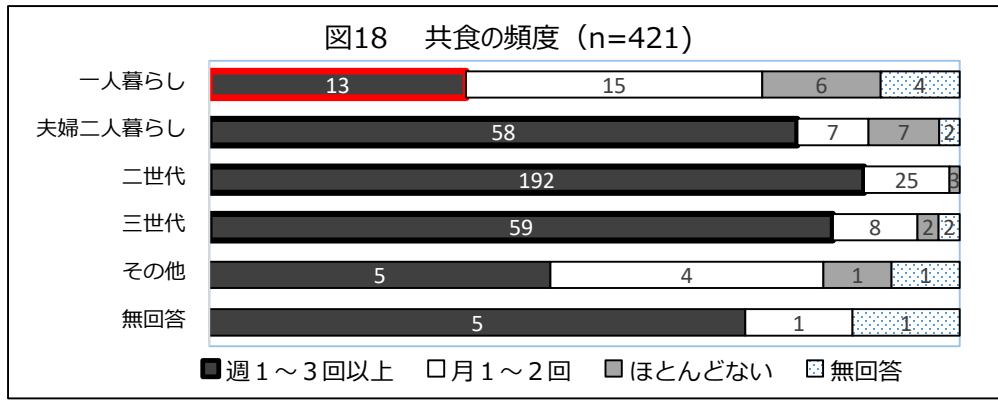


資料：三条市共食実態調査(ふれあいいきいきサロン対象)

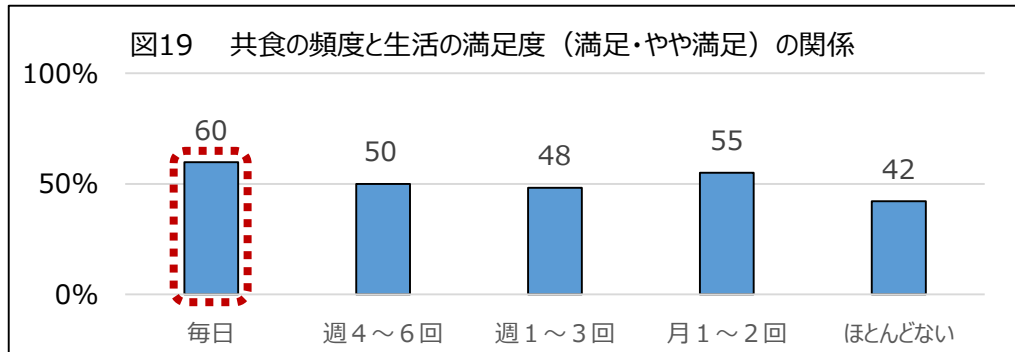
※3 WHO-5精神的健康状態表 世界保健機関(WHO)により開発され、5つの項目について最近2週間の状態をいつも(5点)、ほとんどいつも(4点)、半分以上の期間を(3点)、半分以下の期間を(2点)、ほんのたまに(1点)、まったくない(0点)に分け、一番近いものに印を付けてもらいます。数値が高いほど精神的健康状態が高いことを示しています。粗点は、5つの回答の数値を合計して計算します。粗点の範囲は0～25点で、0点は最もQOLが不良であることを示しており、25点は最もQOLが良好であることを示しています。13点未満の得点は精神的健康状態が低いことを示し、うつ病のためのテストの適応となります。

※4 t検定

統計分析に用いる方法の一つで、2つの独立した母集団があり、それぞれの母集団から抽出した標本の平均に差があるかどうかを調べることを「2標本t検定」といいます。



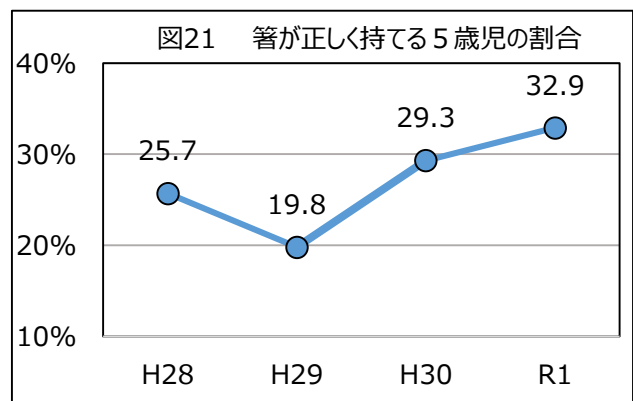
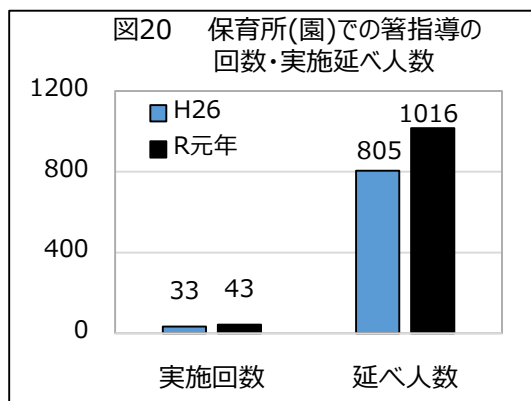
資料：令和元年度健幸づくり実態調査



資料：令和元年度健幸づくり実態調査

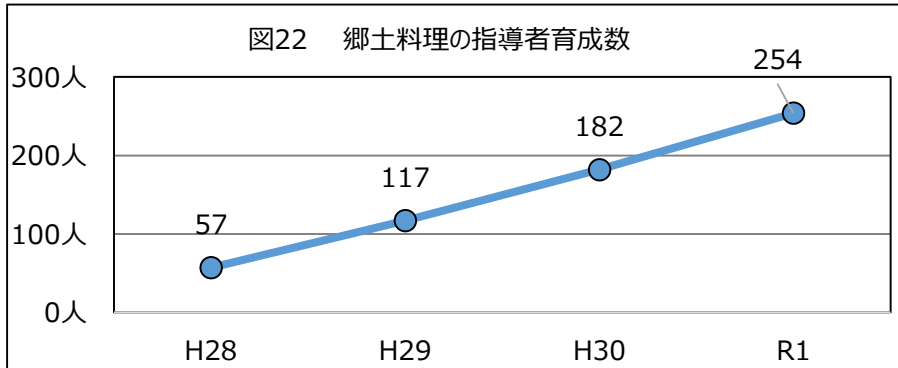
【和食文化について】

「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録され、和食文化の継承が重要となる中、核家族化が進み、家庭だけで和食文化を継承していくことが難しくなっていることから、これまで食文化の伝承に取り組んできました。日本の伝統的な食文化の一つである箸の持ち方について、保育所（園）において重点的に指導を実施した結果（図20）、箸が正しく持てる児童の割合は平成28年度に比べて増加しました（図21）。



資料：三条市保育所巡回指導時の調査

また、地域の食文化を子どもたちに継承していくため、郷土料理の指導者の育成にも力をいれてきました。郷土料理の指導者育成数（延べ人数）も年々増加し（図22）、目標を達成しました。その一方で、成人で朝食の主食に米飯を食べる人が減少し、和食離れが進んでいます。



資料：三条市食生活改善推進委員協議会研修会

イ 課題

（食習慣について）

- ・ 米飯を主食とした和食を習慣化することは、生涯を通じた健康づくりに欠かせないことから、あらゆる場面を活用して啓発活動を強化していく必要があります。
- ・ 成長期にある子どもは、体の基礎を作る大切な時期にあるため、幼児期から欠食することなく1日3食バランスよく食べる習慣を身に付ける必要があります。
- ・ 成人では、主食、主菜、副菜をそろえて食べる人が減少しており、生活習慣の改善意識はあるものの実行に移せていない人が増加しています。また、自分の自由になる時間が少ない30歳代から50歳代までが特に多いことから、職場や日常生活の中で取り組みやすい方法で健康的な食習慣に改善できるよう促す必要があります。
- ・ 食に関する情報を得やすくするため、市民が日常的に食に関する情報を得られる環境を整備する必要があります。
- ・ 高血圧の有所見者の割合が増加傾向にあることから、市民の塩分摂取状況及び生活習慣の変化を把握し、引き続き適塩について周知していく必要があります。

（共食について）

- ・ 子どもの食の基本は家庭の食卓であり、その多くを保護者が担っていることから、保護者に対し家庭での共食を引き続き周知する必要があります。
- ・ 共食は子どもの精神的な健康に影響することから、様々な年代の人との関わりにより子どもの情緒を育む必要があります。
- ・ 高齢者は共食頻度が高いほど生活の満足度が高いことから、集いの場での共食と併せて、気軽に参加できる共食の場面を設け、高齢者が共食できる機会を増やしていく必要があります。

(和食文化について)

- ・ 核家族化や食の多様化が進み、社会生活において多くの選択肢が示され、和食文化も同様にその価値観は単一化されていないという現状があります。食の伝統を継承し次世代に持続可能な和食文化を伝えていく必要があります。
- ・ 朝食で米飯を食べる人が成人において減少しており、米飯食を中心とする「和食」離れが懸念されます。無形文化遺産でもある「和食文化」を子育て世代に様々な機会を通して伝えていく必要があります。

ウ 主要施策

(ア) 米飯食の推進

市民の健全な食生活の実現に向け、栄養バランスが整いやすい米飯食を推進します。特に、朝食において欠食や米飯を主食とする割合が低いことから、各世代に様々な機会を活用して、1日3食が、主食、主菜、副菜のそろったバランスの良い食事になるよう周知を行います。そのためにも、保育所、学校における米飯給食や食育推進事業を継続して進めるとともに、献立検索アプリを使った米飯に合う献立提案など、家庭の負担が少なく、楽しみながら実践できる方法を紹介していきます。

(イ) 減塩の推進

当市の健康課題の一つである脳血管疾患の予防のためには、高血圧の原因となる塩分の摂取量を減らす必要があります。子どもの頃から適塩に慣れるよう、保育所及び学校の給食における減塩に取り組みます。さらに、その取組が家庭にも伝わるように給食だより等で周知します。

また、小売店と連携した減塩惣菜の販売や、減塩効果を高める野菜摂取量を増やすため、健康メニューを提供する地産地消推進店の拡大、日常の外出先で食に関するミニ講座を実施する等、事業者と連携して健康につながる食環境を整備します。

(ウ) 共食の推進

子どもの孤食は心身に様々な影響を与えることから、保育所及び学校での食育推進事業の保護者講話等において、引き続き共食を周知していきます。さらに、地域へ共食に関する情報発信を進め、地域住民が主体となって、子どもが多世代交流できるような共食機会を創出します。

また、高齢者の低栄養の予防や生活の質を向上させるため、地域の集いの場や公民館等、自分で行ける身近な場所で、気軽に共食できる機会を創出します。

なお、共食を推進するに当たり、得られる効果について周知するとともに、必要な感染症対策を行いながら取組を進めていきます。

(エ) 和食文化の推進

米飯を主食とした和食離れが進んでいることから、子どもたちには給食を始めた食育活動において米飯を中心とした和食の継承を進めるとともに、保護者には

保育所等及び学校食育推進事業を通じて和食について周知します。

また、成人から和食文化に関心を持ってもらうきっかけとして、飲食店と連携し、和食を学べる機会を創出します。

基本方針	主要施策	想定される主な取組
(1) 望ましい食習慣の定着	ア 米飯食の推進	・米飯給食の推進 ・献立検索アプリを使った米飯に合う献立の提案
	イ 減塩の推進	・給食における減塩の推進及び家庭への啓発 ・こっそり減塩作戦の推進 ・日常の外出先での食の啓発 ・地産地消推進店での健康メニューの提供
	ウ 共食の推進	・子どもへの共食推進 ・高齢者への共食推進
	エ 和食文化の推進	・保育所及び学校での和食の継承 ・和食講座

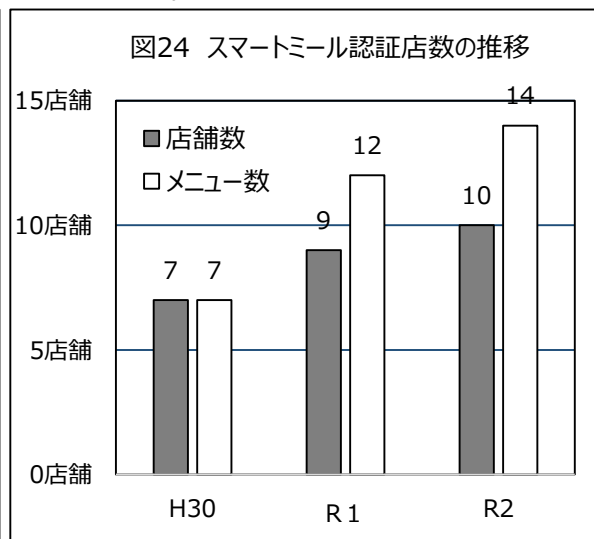
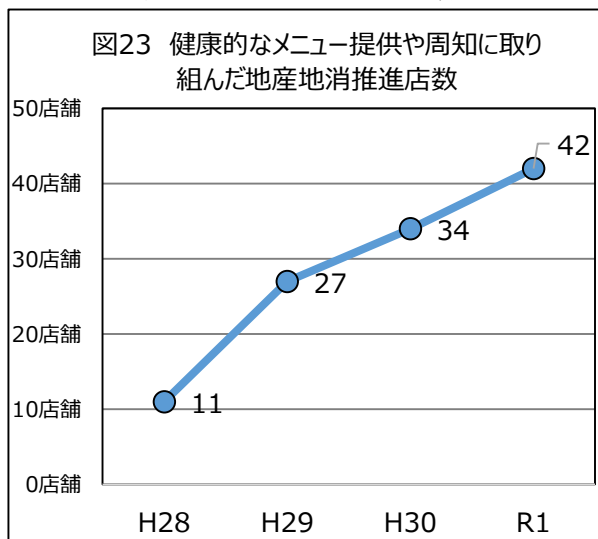
エ 評価指標

基本方針	主要施策	指標項目		現状値 (R1)	目標値 (R5)
望ましい食習慣の定着	米飯食の推進	朝食の主食に米飯を食べる人の割合	5歳児	59.0%	60%以上
			成人	57.6%	60%以上
		主食、主菜、副菜をそろえて食べている人の割合	5歳児	41.0%	45%以上
			小学5年生	50.4%	53%以上
			中学1年生	52.6%	55%以上
			成人	71.9%	73%以上
		朝食を欠食する人の割合	小学5年生	4.2%	4%以下
			中学1年生	7.0%	5%以下
	減塩の推進	高血圧の有病率（140/90mmHg以上の割合）		23.8%	20%以下
	共食の推進	家族の誰かと一緒に食事する回数が週7回以上の児童生徒の割合	小学5年生	92.9%	94%以上
			中学1年生	86.5%	88%以上
		誰かと一緒に食事する頻度が週1日以上ある高齢者の割合	高齢者	73.9% (60歳以上)	75%以上
	和食文化の推進	和食の食事作法を伝えている保護者の数		-	R3年度に設定

(2) 基本方針 食育推進の意識向上

ア 現状

食育が市民に浸透し、効果的に推進されるよう、市、市民、事業者及び農業者等の各主体と連携しながら米飯食の推進や共食の推進、食文化の伝承に取り組む中で、食育推進機運の醸成に努めてきました。特に、地産地消推進店と市が連携して取り組んだ結果、健康的なメニューの提供や周知に取り組む地産地消推進店は年々増加しています（図23）。また、平成30年度から取り組み、市が認証のための支援を行っている「健康な食事（通称：スマートミール）・食環境」認証制度に登録する店舗数、メニュー数も共に増加しています（図24）。



資料：地産地消推進店アンケート調査

イ 課題

- ・ 食育の推進に当たっては、子どもから成人に至るまで生涯を通じた取組が必要です。特に、子どもの頃に健全な食生活を確立することは、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となります。その親世代である主に20歳代から50歳代までの人が食育に関心を持って行動できるかが重要であることから、親子で楽しみながら学べるための取組が必要です。
- ・ 仕事等で時間が限られている人が食に関心を持てるようにするため、勤務先である企業に働きかけ、従業員に対する健康経営の一環として体験活動を取り入れた食生活改善の取組を進める必要があります。
- ・ 市と一緒に商品を改良するなど、食の取組を行う事業者が増えてきています。成功事例をもとに連携する場面を増やし、少しずつ事業者の意識を変えていく必要があります。
- ・ これまで食育推進の機運を醸成する中、事業者等に対する働きかけを中心に行ってきました。今後は、それを受けた市民に食育の意識が伝わり、関心が高まっているかを見ていく必要があります。

ウ 主要施策

(ア) 食育の理解促進

こっそり減塩作戦やスマートミール認証事業など、成功事例を踏まえて市と連携した取組を行う事業者を増やしていきます。また、企業での生活習慣病予防教室の場を活用し、市民が食に関心を持てるよう、スマートミール弁当の試食等の体験活動を行います。さらに、関係団体と連携して、親子で収穫や調理などを体験できる活動に取り組み、食育の理解促進に努めます。

基本方針	主要施策	想定される主な取組
(2) 食育推進の意識向上	ア 食育の理解促進	・「健康な食事・食環境」認証制度の推進 ・企業での食を通じた生活習慣病予防の周知 ・関係団体と連携した取組 ・地産地消推進店での健康メニューの提供(再掲)

エ 評価指標

基本方針	主要施策	指標項目	現状値 (R1)	目標値 (R5)
食育推進の意識向上	食育の理解促進	スマートミール登録店舗数	10店舗	14店舗
		食育に関心を持っている市民の割合	-	R3年度に設定

2 食育と農業の視点「食と農で豊かな暮らしの実現」

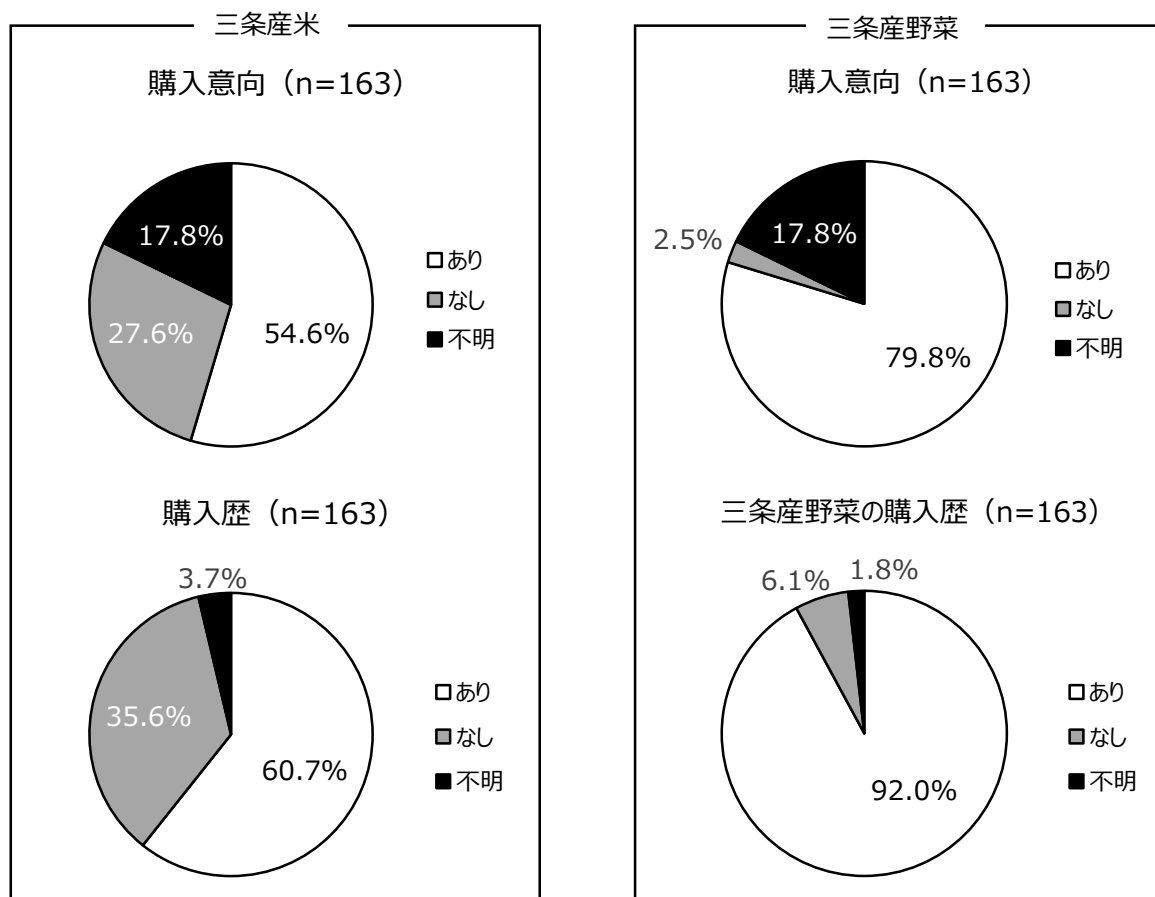
(1) 基本方針 地産地消の推進

ア 現状

市民の健康で幸せな暮らしを支える地域農業の持続的な発展のためには、生産者と消費者の相互理解が鍵となります。そのため、生産者と消費者をつなぐことを目的とした農業体験機会の提供や地産地消推進店認定事業の推進、三条市地産地消ラベルシール貼付の促進などにより、意識の醸成を図ってきました。

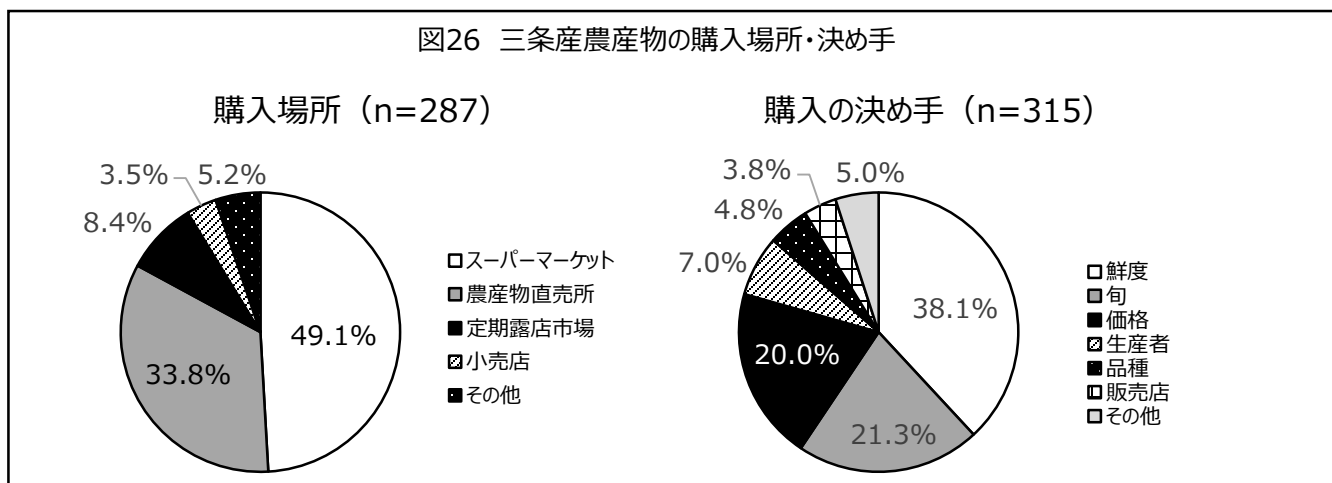
市民の地産地消に対するアンケートでは、三条産農産物の購入意向を持つ割合は、米が54.6%、野菜が79.8%であり、実際に購入したことのある割合は、それぞれ、その割合を超えています（図25）。購入先は、スーパーマーケット、農産物直売所が大半を占めており、鮮度、旬が主な購入の決め手となっています（図26）。

図25 三条産米・野菜の購入意向・購入歴



資料：三条市地産地消アンケート（平成28年度実施）

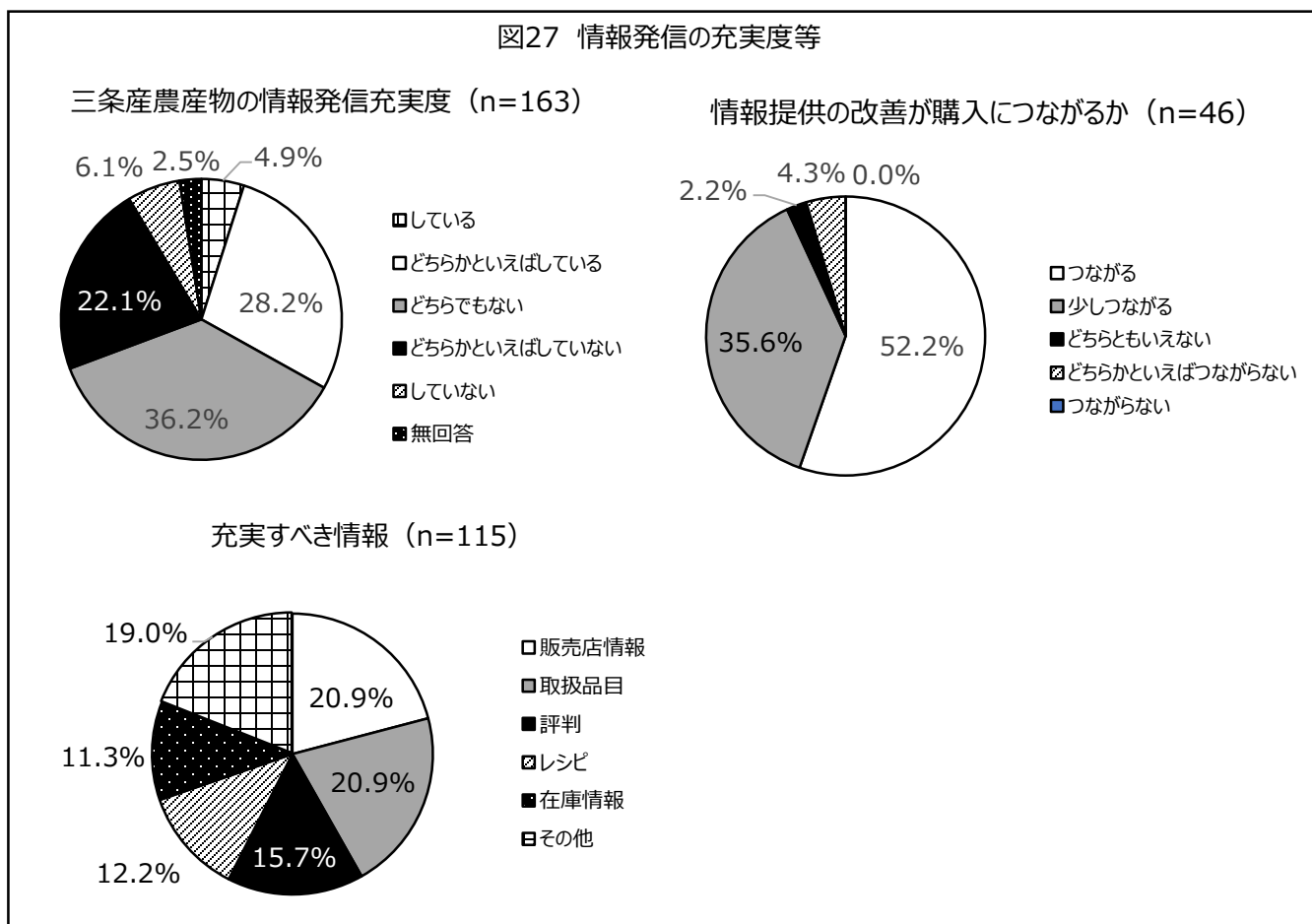
図26 三条産農産物の購入場所・決め手



資料：三条市地産地消アンケート（平成28年度実施）

三条産農産物についての情報発信が充実していないとの意見が3割となっていますが、販売店情報や取扱品目などの情報提供の充実を図ることで購入につながるとされています（図27）。

図27 情報発信の充実度等

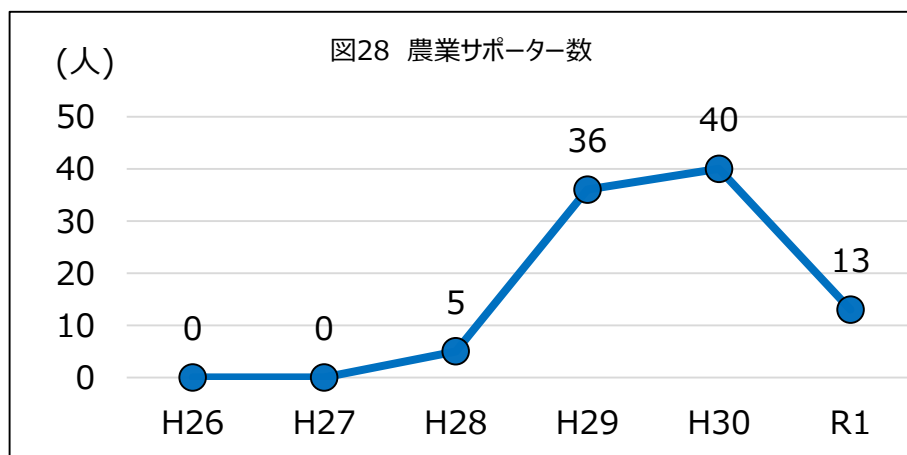


資料：三条市地産地消アンケート（平成28年度実施）

地域農業の理解促進を図るため、「農業サポーター制度」「農業里親制度」「プチ畑プロジェクト」など、農業に携わる体験事業を実施してきました。

農業サポーター制度については、サポーター登録数が、周知活動により一時的に伸びたものの、受入れ農家が求める人材と農業サポーターが求める作業など、双方のニーズの差があることからマッチングがうまく行かず、減少しました（図28）。

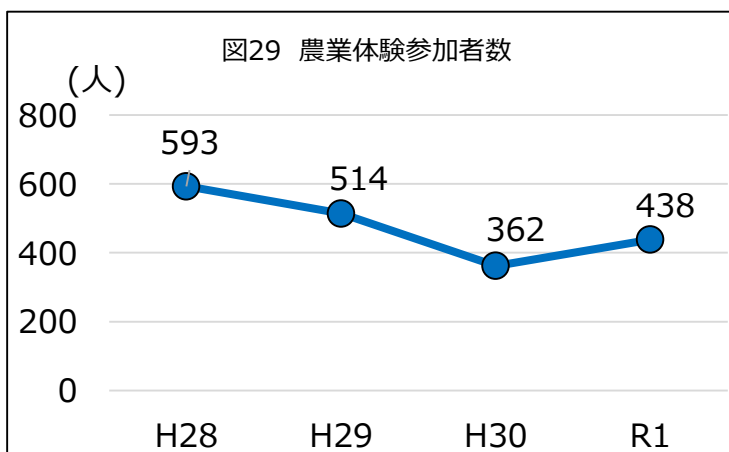
また、将来的に事業承継を目指す「農業里親制度」については、「農業サポーター制度」からの発展等を期待していましたが、活用には至りませんでした。



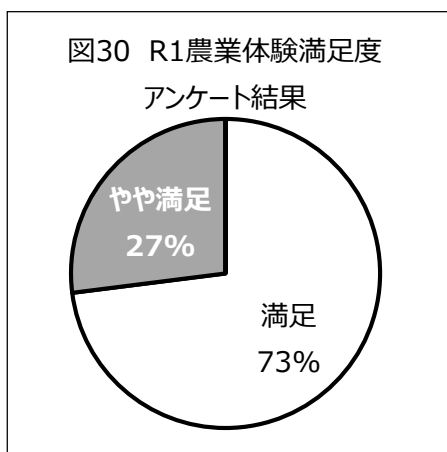
資料：三条市集計

加えて、「プチ畑プロジェクト」では、当初、プランターを活用した手軽な栽培体験を主に行ってきました。その後、参加者数の減少を踏まえ、実際の畑での作付けや収穫を行う実践的な体験に見直し、家庭菜園に関心がある新規の参加者が増えてきています（図29）。

令和元年度に実施した参加者アンケートでは、高い満足度が得られています（図30）。

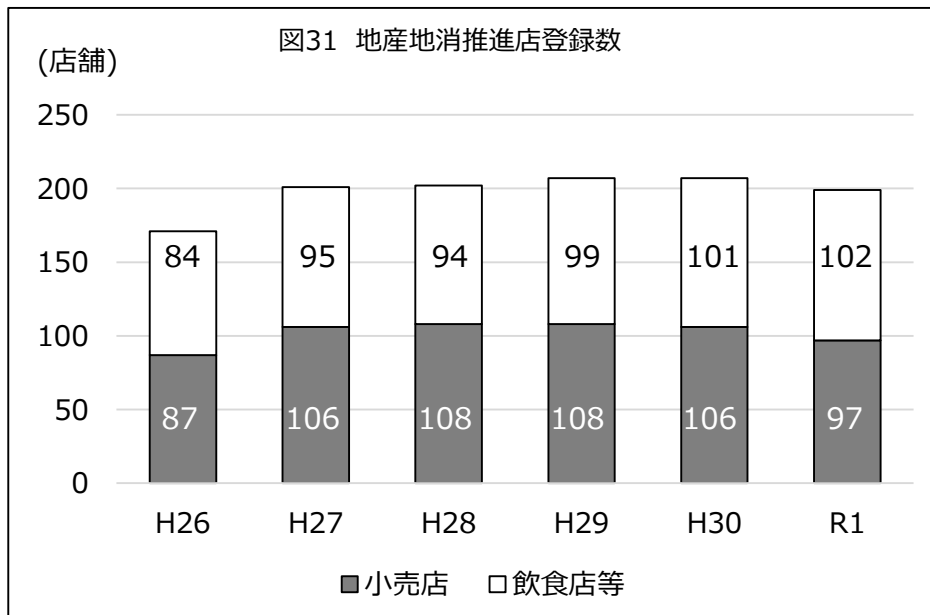


資料：三条市集計



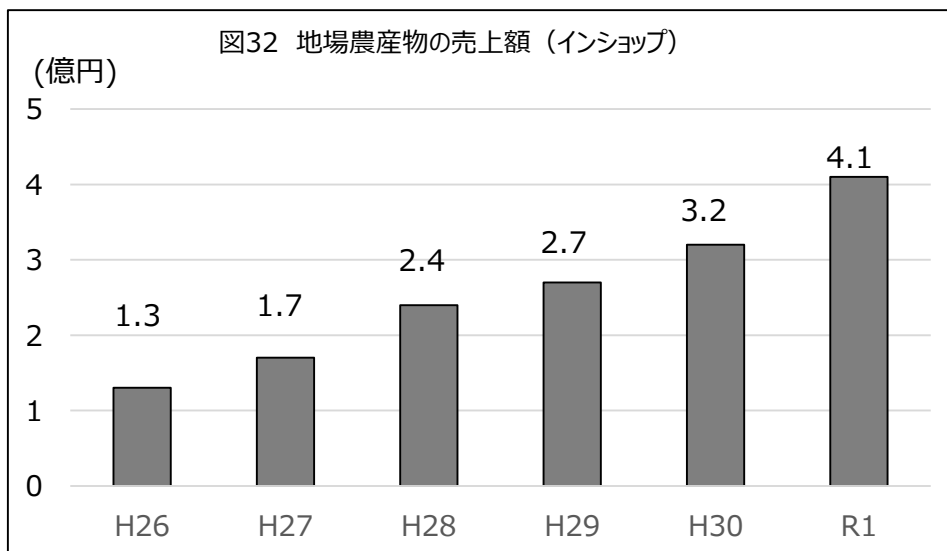
資料：三条市集計

地産地消推進の取組を市民等に周知し、地場農産物等への理解を深め、その生産及び消費拡大を図ることを目的とした地産地消推進店の登録店舗数は、ほぼ横ばいで推移しております。小売店の廃業等によって減少している一方で、飲食店等の新規登録数が伸びています（図31）。



資料：三条市集計

地場農産物の売上額は、新たな直売所が整備されたことや、各店舗での地場農産物の販売が伸びたことから増加しています（図32）。



資料：三条市集計

イ 課題

(地域農業の理解促進)

- ・ 農業サポーター制度及びそれをきっかけとして農業を始めたい人を支援する里親制度は、受入れ農業者が求めることと農業サポーターが希望する作業等のニーズの合致が難しいことから、まずは、農業者や直売所等と連携しながら参加者の満足度の高い体験機会の充実を図っていくことが必要です。

(地場農産物の消費拡大)

- ・ 地場農産物の一層の消費拡大に向け、消費者が選んで直売所や地産地消推進店等に足を運んでもらうよう、地場農産物が購入できる店舗情報や調理方法などの情報の発信の充実を図るとともに、消費者の声が農業者へ届き、そのニーズと生産が結びついていくことが重要です。
- ・ 食育の視点でも米飯を主体とした和食を習慣化することは、生涯を通じた市民の健康づくりに欠かせないものであり、あらゆる場面を通じて地産地消の啓発活動を実施していく必要があります。

ウ 主要施策

(ア) 地域農業への理解促進

市民に安定的に食料を供給する地域農業を維持・発展させるためには、農業者だけでなく消費者も積極的に農業を支えていくという意識を持つことが重要です。そのため、消費者に農業体験機会の充実を図ることで、地域農業への理解を促進します。

(イ) 地場農産物の消費拡大

地場農産物の消費拡大を図るには、消費者から三条産農産物を選んで購入してもらう必要があります。直売所、スーパーなどの地産地消推進店と連携し、旬の農産物の販売情報や地場農産物を使用したレシピ等の情報を提供していくとともに、消費者アンケートや売上動向調査等による消費者ニーズを農業者へ伝え、生産と消費のマッチングを推進します。

(ウ) 米飯食の推進（再掲）

市民の健全な食生活の実現に向け、栄養バランスが整いやすい米飯食を推進します。特に、朝食において欠食や米飯を主食とする割合が低いことから、各世代に様々な機会を活用して、1日3食が、主食、主菜、副菜のそろったバランスの良い食事になるよう周知を行います。そのためにも、保育所、学校における米飯給食や食育推進事業を継続して進めるとともに、献立検索アプリを使った献立提案など、家庭の負担が少なく、楽しみながら実践できる方法を紹介していきます。

基本方針	主要施策	想定される主な取組
(1) 地産地消の推進	ア 地域農業への理解促進	・農業体験機会の充実
	イ 地場農産物の消費拡大	・地産地消ラベルシール貼付の推進 ・地産地消推進店認定事業の推進 ・保育所及び学校給食での地産地消給食の推進
	ウ 米飯食の推進（再掲）	・米飯給食の推進（再掲） ・献立検索アプリを使った米飯に合う献立の提案（再掲）

工 評価指標

基本方針	主要施策	指標項目	現状値 (R1)	目標値 (R5)
地産地消の推進	地域農業への理解促進	農業体験事業参加者数	108人	130人
	地場農産物の消費拡大	地産地消推進店登録数	199店舗	220店舗
		地場農産物の売上額（インショップ、直売所）	4.1億円	5.0億円

(2) 基本方針 農村環境の保全

ア 現状

多面的機能支払制度の活用を通じ、地域住民による共同作業や景観形成、生態系保全などの農村環境保全の推進により農業の多面的機能の維持や理解促進に役立っています。しかし、中山間地域を始めとして、地域活動の担い手が減少傾向にあり、耕作放棄地が増加傾向にあります。

イ 課題

- ・ 農業の多面的機能の理解促進のために、農地周辺の環境美化運動を企画するなど、引き続き農業者以外の地域住民の参画を推進する必要があります。
- ・ 地域活動の担い手が不足し、集落単独での活動が困難になりつつあるため、集落を越えた広域での活動が図られる体制整備を進めていく必要があります。
- ・ 耕作していない農地は、所有者が活用方法が分からないため、耕作放棄地になってしまいます。一方で耕作地を求めている市民もいることから、ニーズを把握する中で農地の活用方法を検討する必要があります。

ウ 主要施策

(ア) 農業の多面的機能の理解促進

農業の恩恵は食料の確保にとどまらず、国土保全や水源涵養（かんよう）、良好な景観の形成、文化の伝承などの多面にわたる機能を有しています。今後もこれら機能の発揮の促進に向け、国の多面的機能支払制度※⁵を活用し、農業の恩恵を享受できるような農村環境の保全に努めます。また、その保全に当たり農業者のみならず地域住民と協働で農地の活用等に取り組むことで市民全体の理解を促進していきます。

基本方針	主要施策	想定される主な取組
(2) 農村環境の保全	ア 農業の多面的機能の理解促進	・多面的機能支払制度の継続 ・市民農園の開設支援

エ 評価指標

基本方針	主要施策	指標項目	現状値 (R1)	目標値 (R5)
農村環境の保全	農業の多面的機能の理解促進	多面的機能支払制度取組率	95.1%	95.1%

※5 多面的機能支払制度

農業・農村の有する地域資源（農地・農業用施設）の適切な保全管理の推進と多面的機能を維持・発展させるための地域の共同活動に対して支援する国の制度

3 農業の視点「持続可能な農業基盤の確立」

(1) 基本方針 産業として成り立つ農業の確立

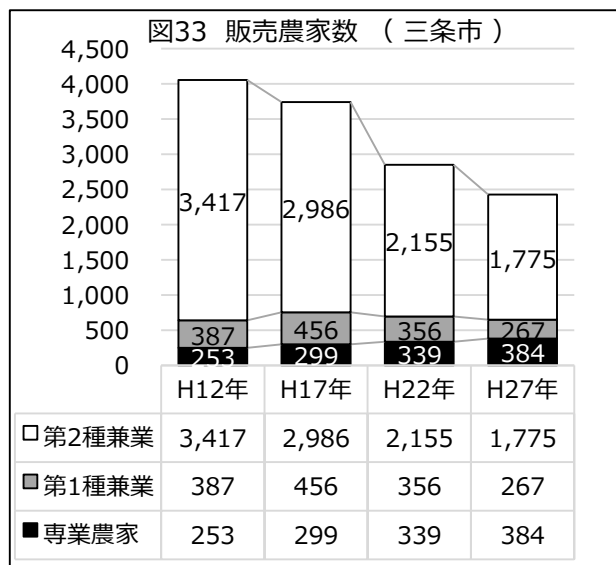
ア 現状

本市の販売農家数は、平成12年から平成27年の15年間で4,057戸から2,426戸と約4割減少し、経営耕地面積は約2割縮小しました（図33・34）。

販売農家数の減少に対し、経営耕地面積の縮小率は低く推移しており、認定農業者一人当たりの平均経営面積が拡大していることから、一定程度、担い手に農地が集積したことが伺えますが（図35）、全ての農地を受けきれていない状況となっています。

また、販売農家戸数の内訳では、専業農家数が15年間で1.5倍に増加した一方、第1種兼業農家は3割減少し、第2種兼業農家数は5割減少していることから、農業収入割合の低い農家世帯での離農割合が高いことが伺えます。

耕作放棄地※⁶は、平成22年から平成27年までの5か年で61ha増加し、特に、販売農家において、農家戸数の減少とともに耕作放棄地面積が増加傾向にあります（図36）。



資料：農林業センサス

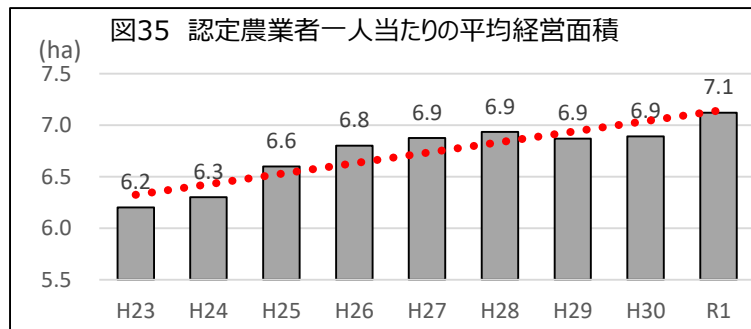


資料：農林業センサス

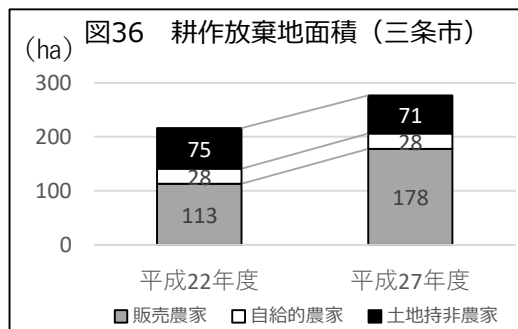
注)平成12年以前の結果は、合併前の旧三条市、旧栄町、旧下田村の数値を合計したものです。

注)「第1種兼業」とは、農業所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家

「第2種兼業」とは、兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家



資料：三条市（担い手の農地利用集積状況調査）



資料：農林業センサス

※6 耕作放棄地 以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地

農産物販売金額規模別（表2）では、平成22年から平成27年までの5か年で、「販売なし」が29戸増加した一方で、その他の農家数は減少しました。

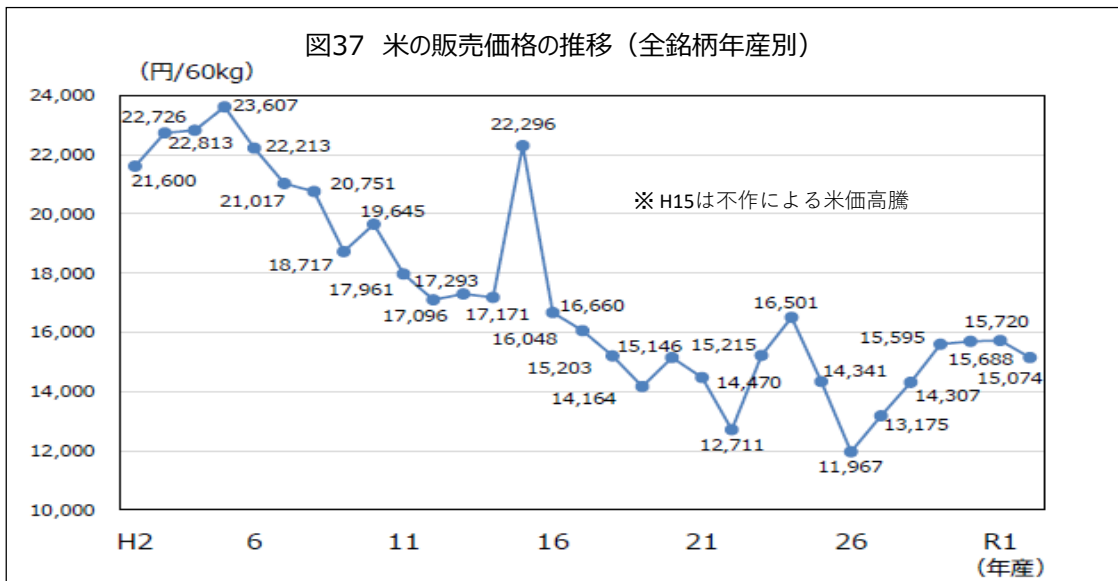
市の基幹作物である米の販売価格が低迷する中で（図37・38）、専業農家戸数の増加や農地の集積が販売額の増加に結び付いていないことが伺えます。

表2 農産物販売金額別の販売農家数（三条市）

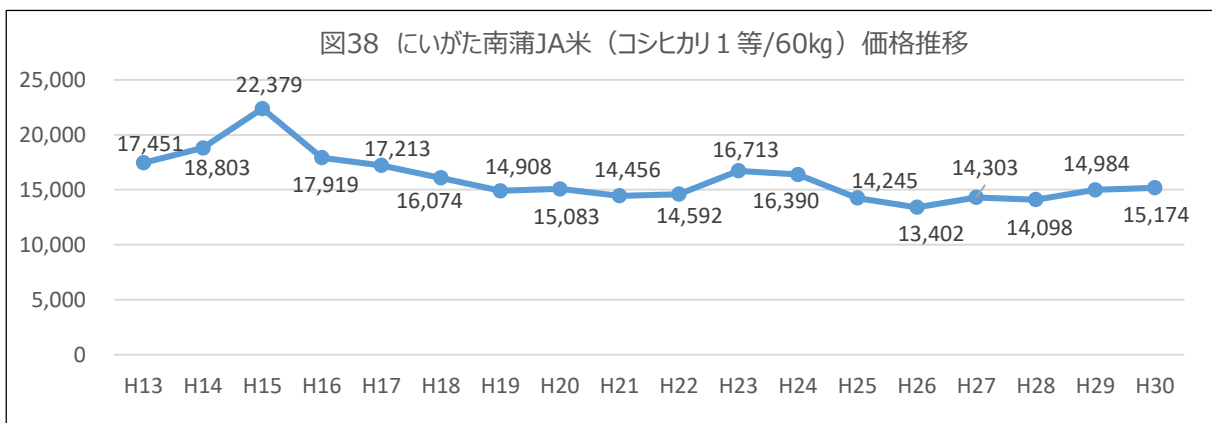
単位：戸

	計	販売なし	50万円未満	50～100万円	100～500万円	500～1,000万円	1,000～5,000万円	5,000万円以上
平成27年	2,426	96	581	571	985	112	81	-
構成比(%)	100.0	4.0	23.9	23.5	40.6	4.6	3.3	-
平成22年	2,850	67	656	686	1,226	132	82	1
構成比(%)	100.0	2.4	23.0	24.1	43.0	4.6	2.9	0.0
増減数	△424	29	△75	△115	△241	△20	△1.0	-
増減率(%)	△14.9	43.3	△11.4	△16.8	△19.7	△15.2	△1.2	-

資料：農林業センサス



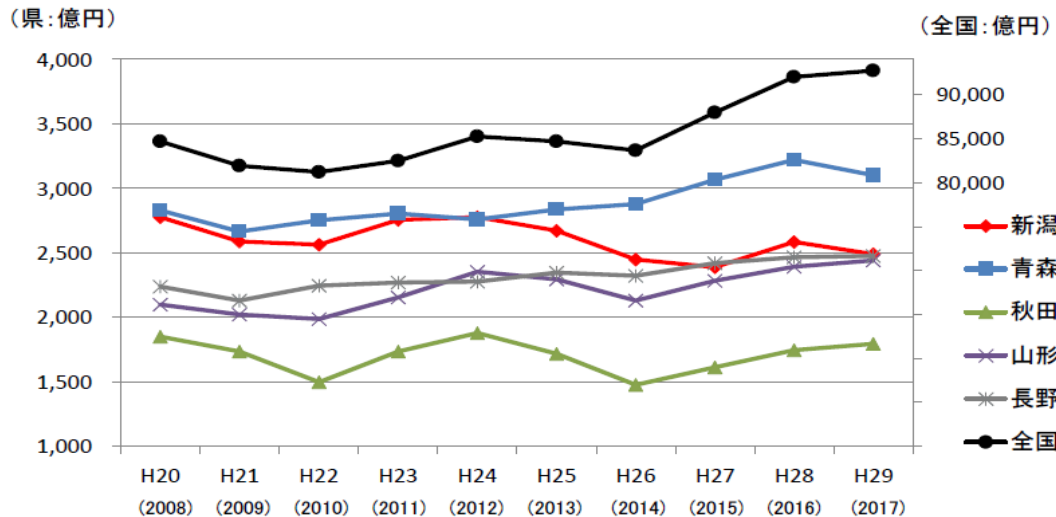
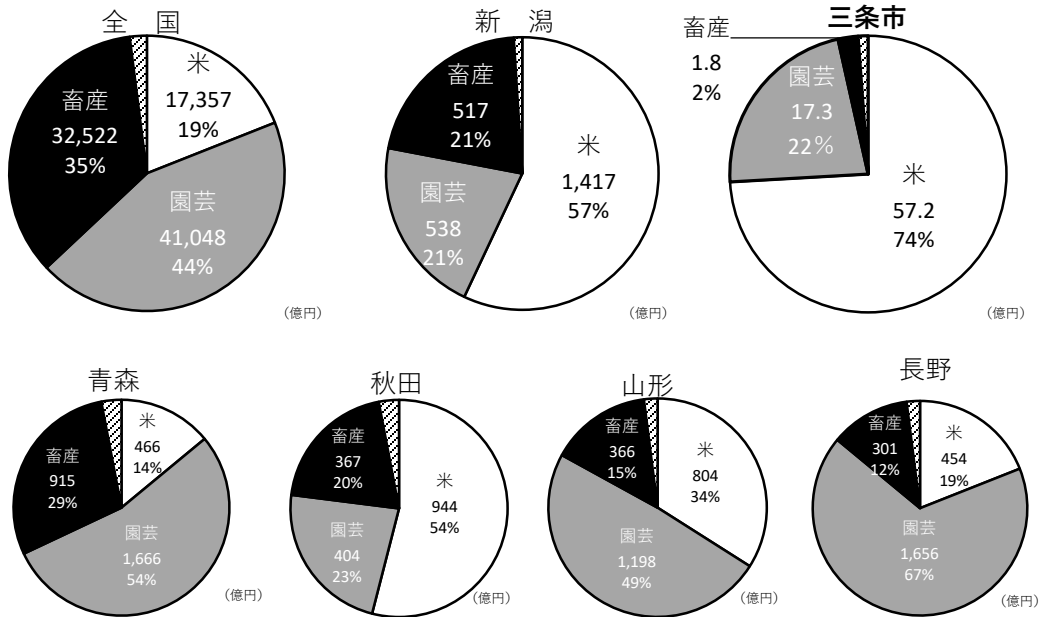
資料：農林水産省



資料：にいがた南蒲農業協同組合

農業産出額では、本市は米の産出額が7割以上を占めています。また、新潟県全体でも米の割合が高く、農業産出額は近年減少傾向にあることが伺えます。一方で、園芸の割合が高い県や全国では、農業産出額が増加傾向にあります（図39）。

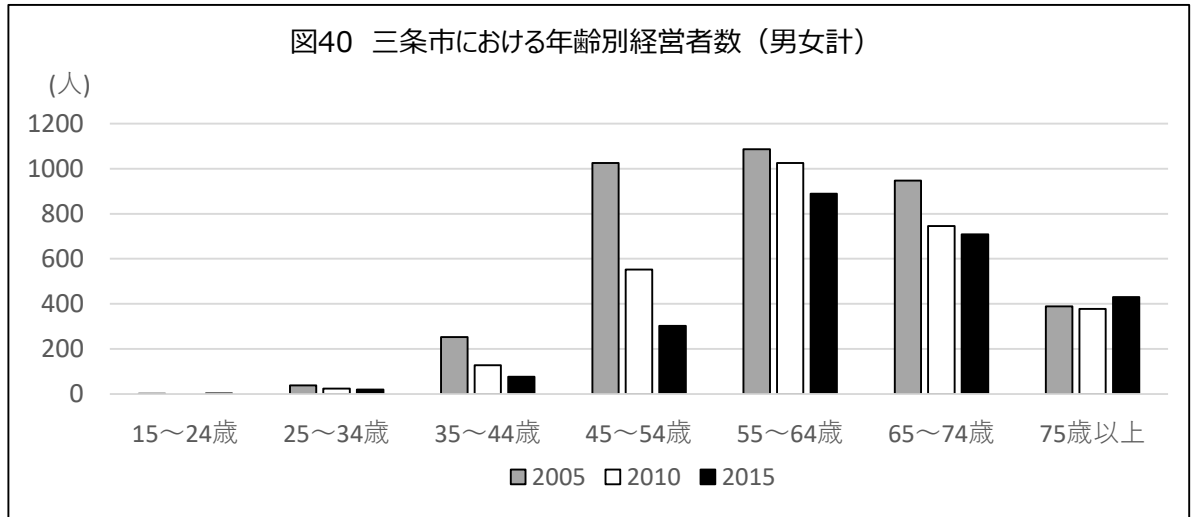
図39 新潟県における農業産出額と推移



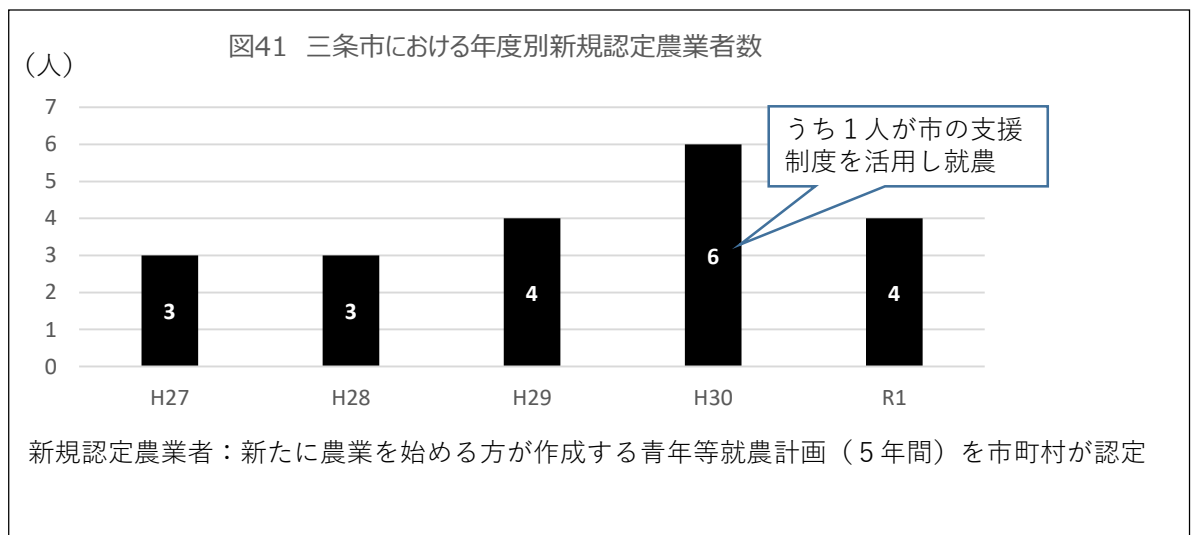
資料：本県農業の現状について（新潟県）

担い手の減少及び高齢化が進む中（図40）、市では、新たな担い手の確保と併せて価格決定力のある農業者の育成に向け、新たに就農を目指す者に対し、先進農業者のもとでの長期派遣研修や国の資金制度への加算給付などの支援を行ってきました。

平成29年度に長期派遣研修への応募があり、研修後、市内での就農につながりましたが、その後は、新たな研修生の派遣には至らず、市の制度を活用した新規就農者は1人に留まっています（図41）。



資料：農林業センサス



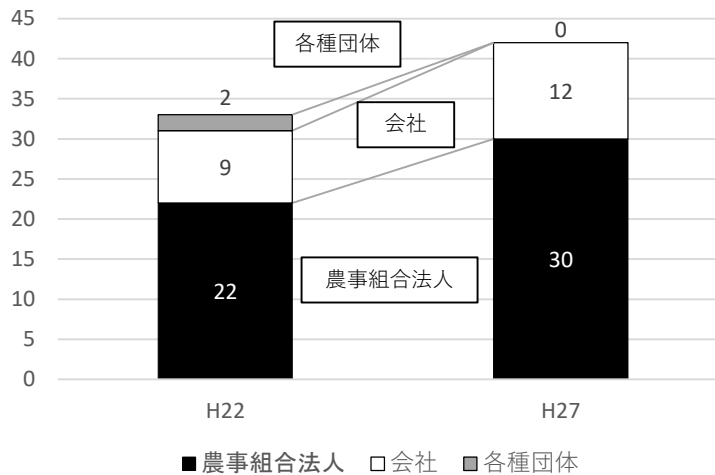
新規認定農業者：新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画（5年間）を市町村が認定

資料：三条市集計

地域農業の主要な担い手のうち、法人化している経営体数は、平成22年から平成27年までの5か年で9経営体増加し、42経営体となりました（図42）。一方で、所得目標を立て農業経営改善計画を認定した認定農業者は、若干、減少傾向にあります（図43）。

市では、利益を追求し雇用を生み出せる持続可能な組織づくりや営業・販売力の強化等の支援を2つの経営体において取り組み、農業経営の改善を図りました。また、この取組で設立した農業法人と連携し、販路の拡大につなげていく農業者グループが誕生しました。

図42 三条市における法人化している農業経営体数



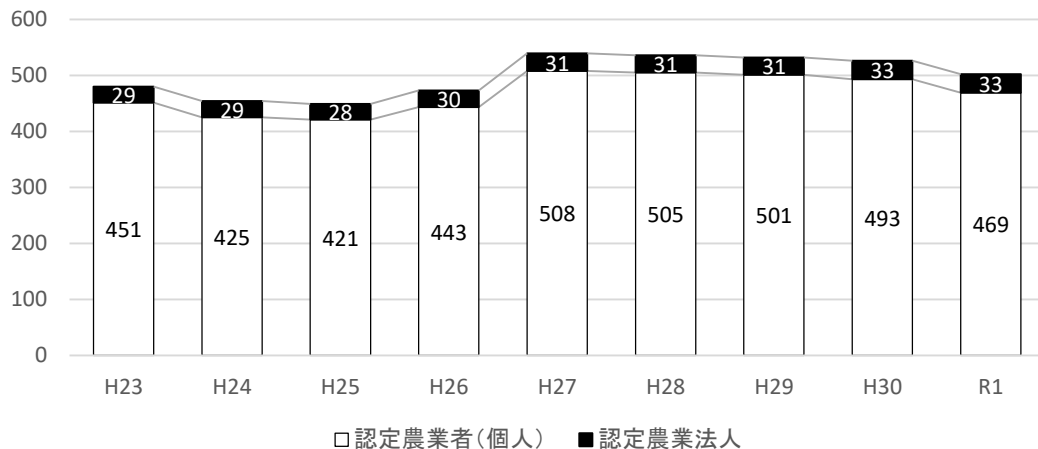
農事組合法人：農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人

会社：株式会社、合名・合資会社、合同会社、相互会社に該当するもの

各種団体：農協、森林組合、その他の各種団体に該当するもの

資料：農林業センサス

図43 認定農業者数の推移（個人と法人）



資料：三条市集計

イ 課題

- ・ 市場相場に左右されない安定した農業経営を図るため、生産から販売まで一貫して行う営農体制の構築に向け、それらを実践する先進農業者等による指導を支援してきました。新規就農者への支援においては、就農相談の段階では、生産から販売までを自ら行う独立型の農業を目指す人は少なく、先進農業者での長期研修につながりにくいと捉えています。これを踏まえ、農業を職業とすることへの理解が深められる体験の機会や就農後も地域の農業者と協力関係が構築できる支援体制等を充実させながら、引き続き、支援制度を周知していく必要があります。
- ・ 既存農業者への支援では、多様化する食や農産物への消費者ニーズや新型コロナウイルス感染症の影響等によって社会経済情勢が変化する中でも、安定した収益を確保し農業経営の持続可能性を獲得していくことが必要です。

ウ 主要施策

(ア) 価格決定力のある農業者の確保・育成

生産から販売まで一貫して行うことで価格決定力を持つ農業経営が確立されるよう、先進農業者への長期派遣研修による営業力や販売力の習得を支援するとともに、就農時の農地確保への支援のほか、地域の農業者との関係づくりなど、移住就農者が馴染みやすい環境づくりを行います。

また、農業を職業として選択するきっかけづくりとするため、就農相談者に対し、農家との意見交換や実地体験の機会を設け、幅広い層へ支援制度の周知を図ります。

(イ) 利益を追求し雇用を生み出す持続可能な農業法人の確保・育成

変化する社会経済情勢の中でも持続可能な農業経営となるよう、先進農業者等が持つノウハウを活かし、国内商圈への商流形成、ECサイト※7での販売、近隣農家と連携した産地化や差別化、海外販路の開拓など、多様な販路の確保を支援します。

また、これらの取組と併せ、利益を追求し続けることで雇用を生み出し、地域の農産物販売や農業経営を牽引できる経営体の創出に向けて支援します。

基本方針	主要施策	想定される主な取組
(1) 産業として 成り立つ農業 の確立	ア 価格決定力のある農業者の 確保・育成	・ 先進農業者への派遣研修の実施 ・ 6次産業化の推進
	イ 利益を追求し雇用を生み出 す持続可能な農業法人の確 保・育成	・ コロナ禍における農産物の商流形成に 向けた支援 ・ 付加価値の高い有機農産物の生産 販売を支援 ・ 6次産業化の推進（再掲）

※7 ECサイト

インターネット上で商品を販売するWebサイト

Ⅰ 評価指標

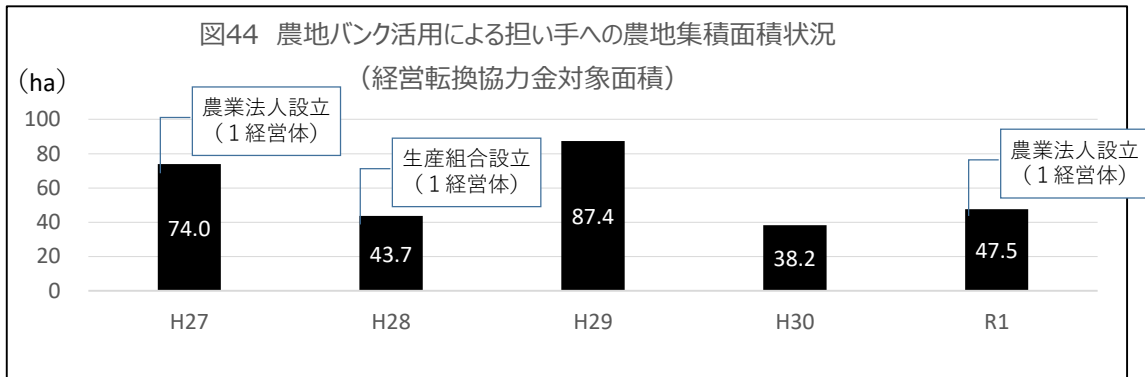
基本方針	主要施策	指標項目	現状値 (R1)	目標値 (R5)
産業として成り立つ農業の確立	価格決定力のある農業者の確保・育成	先進農業者への長期派遣研修者数	1人	13人
	利益を追求し雇用を生み出す持続可能な農業法人の確保・育成	市の事業により経営改善が図られた農業経営体数	2法人	6法人

(2) 基本方針 地域農業の持続的发展

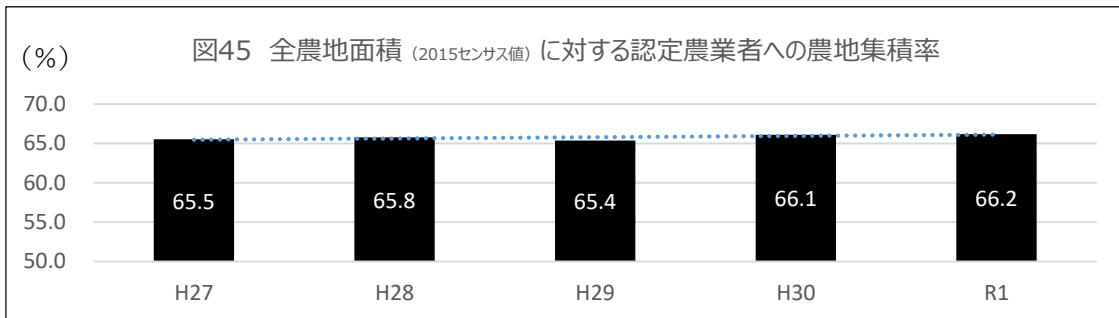
ア 現状

米価の下落等による農業所得の減少や担い手の減少、高齢化が進行する中、持続可能な地域農業を確保するため、農地バンク※8を活用し、人・農地プランに基づいた担い手への農地の集積、集約や集落組織の設立への支援を行ってきました（図44・45）。

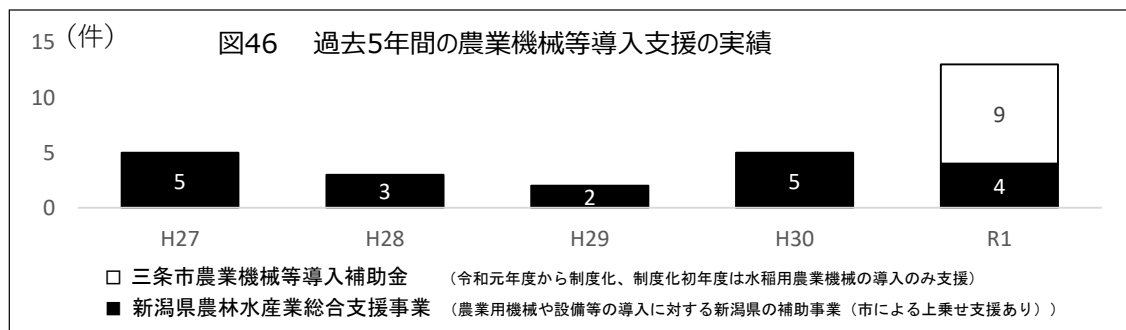
また、効率化や省力化、コスト低減により収益の向上が図られるよう農業用機械の導入や施設の整備等への支援を行ってきました（図46）。



資料：三条市集計



資料：三条市集計



資料：三条市集計

※8 農地バンク（農地中間管理機構） 平成26年度に全都道府県に設置され、農地を貸したい人と借りたい人をマッチングする仕組みを担う中間的受け皿機関

イ 課題

(営農体制の整備)

- ・ 米の需要減少や価格の低迷が懸念される中、持続可能な農業経営を獲得していくためには、これまで進めてきた担い手への農地の集積や組織化への取組を支援するとともに、安定した収益の確保に向けて、コスト低減や効率化が図られる規模の拡大や耕地面積当たりの売上の増加につながる園芸作物を始めとした高収益作物への転換を促していくことが必要です。

(農業生産基盤の維持・向上)

- ・ 戦後から高度成長期にかけて整備されてきた農業水利施設の相当数が耐用年数を経過し、老朽化が進んでいます。また、中山間地域を始めとしたほ場整備未実施の農地では、生産性、効率性が低く、担い手への集積が困難となっています。これらの農地・農業用施設は、農業生産の基盤であるとともに、国土保全や水源涵養（かんよう）、良好な景観の形成などの多面的機能を有していることから、機能の維持、向上を計画的に進めていく必要があります。

(中山間地農業の持続性の確保)

- ・ 中山間地農業は、降雪、気温等の気候条件や傾斜による区画規模の制限などから、平場に比べて生産性において不利な面を抱えています。他方で、自然豊かな中山間地域では、清らかで豊富な水や空気、アウトドア・アクティビティといった観光資源など、特有の資源を有しています。持続可能な中山間地農業を確立していくためには、これらの地域資源を活用した差別化や高付加価値化の取組を推進していくことが必要です。

(農業者の確保)

- ・ 今後、高齢化等により農業者の離農が一層進むと考えられる中で、農業者を確保していくためには、農業技術を習得したい、別な職業を持ちつつ農業を行ってみたいなどの農業への多様な需要に対応し、農業を始めるきっかけの場として農作業体験などの機会を提供していくことが必要です。

ウ 主要施策

(ア) 農業環境の変化に対応した営農体制の整備

人・農地プランに基づき地域における話し合いを推進するとともに、担い手への農地集積や組織化への取組を支援します。

また、安定した農業経営を図るため、収益向上に向けた園芸作物の栽培や、規模拡大に必要なとなる農業用機械等の導入を支援します。

(イ) 農業生産基盤の維持・向上

県や土地改良区等の関係機関と課題を共有しながら、計画的な土地改良事業を実施し、農業生産基盤の維持・機能向上を図ります。

(ウ) 自然と調和した農業

中山間地域における豊かな自然がもたらす里山環境や観光資源を効果的に活用することにより、そこで生産される農産物や加工品等の差別化、ブランド化を進め、農業者の収益向上を図るとともに、それらの販売体制の構築により地域を牽引する農業経営体を育成します。

(I) 地域農業への理解促進（再掲）

農業に興味がある市民等に対し、農作物管理や収穫作業など農業を始めるきっかけとなる体験の場を提供し、多様な農業者の確保に努めます。

基本方針	主要施策	想定される主な取組
(2) 地域農業の持続的発展	ア 農業環境の変化に対応した営農体制の整備	・農業用機械等導入補助金の活用による支援 ・地域営農体制再編支援 ・農地集積の促進
	イ 農業生産基盤の維持・向上	・多面的機能支払制度の継続（再掲） ・土地改良事業の計画的実施支援
	ウ 自然と調和した農業	・付加価値の高い有機農産物の生産販売を支援（再掲）
	エ 地域農業への理解促進（再掲）	・農業体験機会の充実（再掲）

エ 評価指標

基本方針	主要施策	指標項目	現状値 (R1)	目標値 (R5)
地域農業の持続的発展	農業環境の変化に対応した営農体制の整備	農業用機械導入補助金等を活用し経営拡大を図る農業経営体数 (※ R1からの延べ活用数)	13経営体	70経営体
		人・農地プランの取組等による担い手への農地の集積率	66.1%	70%
	農業生産基盤の維持・向上	多面的機能支払制度取組率（再掲）	95.1%	95.1%
	自然と調和した農業	有機栽培米の作付面積	24ヘクタール	28.8ヘクタール
	地域農業への理解促進（再掲）	農業体験事業参加者数（再掲）	108人	130人

4 主要施策以外の取組

今後も推進していくべき主な取組について、第1次計画の検証結果、社会情勢の変化を踏まえて、条例の基本的施策等に基づいて再整理を行いました。

基本的施策	主な取組
1 健全な食生活の実現	・健全な食習慣の定着 ・規則正しい生活リズムの定着 ・あらゆる媒体を活用した食に関する情報提供 ・食に関する体験や講演会を通じた食育の推進 ・次世代農業教育事業の推進※9
2 食育の推進に関する普及啓発	・関係組織や団体と連携した健全な食生活のための知識普及
3 食文化の継承の支援	・食に関する体験、交流活動の充実
4 環境保全の推進	・食品ロス※10の視点を持った講話や調理実習の充実 ・有機栽培の推奨
5 農産物の付加価値向上及び販路拡大	・三条産農産物の販路開拓、ブランド化の推進 ・医療・福祉施設等の三条産農産物の利用の促進
6 地産地消の推進	・地元農産物利用促進 ・地産地消の情報発信による啓発
7 農業生産基盤の整備	・農林土木事業補助金による支援 ・土地改良事業等支援
8 中山間地域等の活性化	・中山間地域等直接支払制度の推進 ・指定棚田地域振興活動を通じた棚田の保全及び地域の振興 ・鳥獣による農作物被害の防止・軽減

※9 次世代農業教育事業 市内小学生を対象に、農業や米に対する理解を深めるため、教育の一環として、田植え、稲刈り等の体験学習に取り組む事業

※10 食品ロス 食品の廃棄や食べ残されたもの

第5章 計画の推進体制

1 各種計画との整合

本計画の推進に当たり、他の部門別計画などとの整合性を図り、関係部局が連携して全庁的に取組を進めます。

2 市における各部署の協力体制

本計画に関係する部署全体の協力のもと、各部署で担当している事業や取組に関する進捗状況及び目標の達成状況を把握し、点検、評価、分析を行い、進捗管理に努めます。

3 市、市民、事業者、農業者等の協働による推進

市、市民、事業者、農業者等の各主体が協力及び連携を図りながら、計画を効果的に推進するため、各主体間の食育や農業に関する情報の交換や人的交流、意見等の共有、連携した行動や事業の実施などを行います。

4 食育推進及び農業振興審議会による進捗状況の調査、審議及び公表

本計画の着実な実行を確保するため、本計画に基づく施策の進捗状況を「食育推進及び農業振興審議会」へ報告するとともに、市民に公表します。

5 計画の見直し

審議会や関係団体等各方面からの意見を踏まえ、施策の見直しや新たな取組の検討など、必要に応じて弾力的に対応することにより、計画を効果的に推進します。

資料編 三条市食育の推進と農業の振興に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策等（第9条—第18条）

第3章 食育推進及び農業振興審議会（第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

食は生命の源であり、農業はその食を支える大切な産業の一つである。

しかし、近年の社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中、私たちは、毎日の食の大切さを忘れがちになり、健全な食生活を失いつつある。栄養の偏り、不規則な食事、生活習慣病の増加などに加え、食の安全や食の海外依存など様々な問題が生じている。

このような状況の下、市民一人一人が生涯にわたって健康に暮らすためには、食に関する知識と食を選択する力を習得し、その食を支える農業の重要性を認識しながら健全な食生活を実践することができる人を育てる食育を推進する必要性が高まっている。このことから、安全・安心な農産物が一層求められてくる農業においては、環境の保全に配慮し、安全・安心な農産物を安定的に供給できるなど農業の持続的な発展につながる農業の振興を図ることが重要となっている。

豊かな自然に恵まれた三条市が、より活気あるまちで在り続けるためには、この魅力ある自然を始めとする地域資源を生かし、すべての関係者が、食育が心身の健康の増進と豊かな人間形成の基本であること及び食を支える農業が持続的に発展することが必要であることを認識し、相互理解を深めながら、それぞれの立場で食育の推進と農業の振興に一層努力していく必要がある。

ここに、食育の推進と農業の振興の基本理念と市、市民、農業者等及び事業者の責務や役割を明らかにし、それぞれの協働の下、だれもがずっと住み続けたいと思える生き生きとしたまちを実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の自然的経済的社会的諸条件を生かした食育の推進と農業の振興に関し、基本理念並びに市、市民、農業者等及び事業者の責務等を明らかにするとともに、食育の推進と農業の振興に関する基本的な施策等を定めることにより、市民一人一人が生涯にわたって健康に暮らすことができ、その健康な暮らしを支える農業が持続的に発展する豊かで住みよい生き生きしたまちの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者等 農業者及び農業に関する団体をいう。
- (2) 事業者 教育関係者等及び食品関連事業者等をいう。
- (3) 教育関係者等 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体をいう。
- (4) 食品関連事業者等 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体をいう。

(基本理念)

第3条 食育の推進は、市民一人一人が生涯にわたって健康に暮らすことができるようにするため、家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる場所において、食について考える機会を確保することにより、市民が自らの食生活に関心を持ち、健康及び環境に配慮した食事を選択する力と健全な食生活を実践することができる技術を身に付けるとともに、自然の恩恵及び食に関わる人々への市民の理解及び感謝の念を深めることを目指して行われなければならない。

2 食育の推進及び農業の振興は、環境の保全に配慮した安全・安心な農産物の安定的な供給が確保されるとともに、その農産物の販路の開拓及び地産地消が推進されるよう行われなければならない。

3 農業の振興は、農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保されるとともに、地域の特性に応じた効率的かつ安定的な農業を確立し、その持続的な発展が図られるよう行われなければならない。

4 農業の振興は、自然環境の保全、良好な景観の形成等の農業の多面的機能が発揮されるよう行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進と農業の振興に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進及び農業の振興に寄与するよう努めるものとする。

(農業者等の役割)

第6条 農業者等は、基本理念にのっとり、環境の保全を重視し、安全・安心な農産物の安定的な供給等の実現に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 農業者等は、基本理念にのっとり、農業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、食生活における自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、市民の理解が深まるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 教育関係者等は、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育の推進及び農業の振興に努めるものとする。

第8条 食品関連事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、食品の安全性の確保が健全な食生活の基礎であることを認識し、自主的かつ積極的に食育の推進及び農業の振興に努めるものとする。

第2章 基本的施策等

(計画の策定)

第9条 市長は、食育の推進及び農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その施策の方針などを定める計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食育の推進及び農業の振興に関する施策についての基本的な方針
- (2) 食育の推進及び農業の振興に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するよう努めるととも

に、あらかじめ、三条市食育推進及び農業振興審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

(健全な食生活の実現等)

第10条 市は、市民の健全な食生活の実現を図るため、適切な栄養管理及び環境に配慮した食事に関する知識の普及、情報提供等に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、日本の食文化である米飯を主食とする食生活が適切な栄養の摂取に優れていることにかんがみ、保育所及び学校における米飯を主食とする給食等の実施並びに生涯学習、保健指導等による市民が米飯を主食とする食生活への理解を深める機会の充実等により、市民の健全な食生活の実現が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、農業者等と市民との交流を促進し、自然の恩恵及び食に関わる人々への市民の理解及び感謝の念を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(食育の推進に関する普及啓発)

第11条 市は、効果的な食育の推進を図るため、関係者相互の意見及び情報の交換等により、その普及啓発を行うよう必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承の支援)

第12条 市は、地域の伝統ある優れた食文化の継承を推進し、これらの食文化が引き継がれるよう必要な施策を講ずるものとする。

(環境保全の推進)

第13条 市は、環境の保全に配慮した安全・安心な農産物を安定的に供給するため、有機質資源等を活用した土づくり並びに化学的に合成された肥料及び農薬の使用量の低減を行う栽培の方法の推進に関し必要な施策を講ずるものとする。

(農産物の付加価値の向上及び販路の拡大)

第14条 市は、農産物の付加価値の向上及び販路の拡大を図るため、農産物の高品質化、特産品の開発の支援、食品関連事業者等その他の農業に関連する産業及び他の地方自治体との連携強化の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(地産地消の推進)

第15条 市は、地産地消の推進を図るため、保育所及び学校の給食等における三条産の農産物の利用の推進、直売市等による市民が三条産の農産物を購入する機会の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

(農業生産基盤の整備)

第16条 市は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、安全・安心な農産物を安定的に生産するため、農業生産基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(担い手の育成及び確保等)

第17条 市は、効率的かつ安定的な農業経営を担う農業者の育成及び確保を図るため、農業者の経営管理能力の向上、農業者の組織化及び法人化の推進、農業経営に意欲のある新たな就農者など多様な担い手の確保及び支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(中山間地域等の活性化)

第18条 市は、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件の制約に伴う生産条件が不利な中山間地域等の活性化を図るため、地域資源を活用した産業の展開の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 食育推進及び農業振興審議会

第19条 市長の諮問に応じ、食育の推進と農業の振興に関する基本的事項及び重要事項の調査及び審議をするため、三条市食育推進及び農業振興審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

第20条 この条例に定めるもののほか、食育の推進及び農業の振興に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に策定されている計画は、第9条の規定により策定された計画とみなす。

第2次三条市食育の推進及び農業の振興に関する計画

令和3年3月策定

発 行 新潟県三条市 福祉保健部健康づくり課
経 済 部 農 林 課
住 所 〒955-8686 新潟県三条市旭町二丁目3番1号
電 話 (0256) 34-5511 (代表)
F A X (0256) 34-5572 (健康づくり課)
(0256) 33-7250 (農林課)
U R L <http://www.city.sanjo.niigata.jp/>
E-mail kenko@city.sanjo.niigata.jp (健康づくり課)
nourin@city.sanjo.niigata.jp (農林課)